慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	福澤諭吉の初期の著作権確立運動
Sub Title	
Author	河北, 展生(Kawakita, Nobuo)
Publisher	慶應義塾福澤研究センター
Publication year	1988
Jtitle	近代日本研究 Vol.5, (1988.) ,p.1- 77
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	「増補和解西洋事情」関係略年表 東京市史稿市街篇五四巻(福澤偽版訴訟関係) 大坂本屋仲間記録出勤帳六(福澤関係記録抜粋)
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-19880000-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

福澤諭吉の初期の著作権確立運動

河北展生

一

「維新前後のむちゃ、くちゃ、の形勢を見て、とてもこのありさまでは国の独立はむずかしい、他年一日外国人からいかなる侮辱をこうむるかもしれぬ、さればとて今日全国中に東西南北のいずれを見ても、ともに語るべき人はない。」(『福翁自伝』)と悩んだ福澤諭吉が、他人を頼らず自分なりに、国の独立を守り発展に寄与するために、出来るだけ努力すべきだとして、独り決心して行なったものが、まず慶應義塾の経営による、視野の広い洋学者の育成であり、著訳活動による国民の啓蒙活動である。

鎖国から開国へ、攘夷から和親交易へと激変する政情の中で、何を学ぶべきかに迷っていた当時の国民に、多くの示唆を与えた福澤の著作が、当時の読書人口からみて驚嘆すべき売れ行きを示したのは、福澤の平易明解な文章と主張が、まさに時勢の進む方向と一致していたが為である。

明治六年までに、福澤の著わした著訳書は二八種に及ぶが、中でも『西洋事情初篇』は、一挙に彼の名を高め

た。また『世界国尽』につづいて『学問のすゝめ』の刊行により、教育者・啓蒙家としての彼の地位を確立したのである。

今日のような著作権の尊重・保護といった考えがなかった明治初頭の出版界では、当然のように、福澤の著作の偽版即ち重板が横行した。

幕末の出版界でも、本屋仲間の間では、一応重版は禁止されていた。(重板は今日の覆刻版とほぼ同じ意味で使用されていたようである。)しかし、重板禁止は、発行書肆の利権の保護という考えが基本であり、同一地区の仲間の間ではほぼ守られていたが、他地区の出版物については、比較的ルーズであったようである。

その意識も、著訳者の知的創造性の保護といった面は考えられず、専ら問題が発生しても、本屋仲間間の話し合いで穏便に解決することに主眼が置かれ、奉行所・裁判所に持ち出して黒白をつけ、これを処罰するといった事例はさほど多くはなかったようである。

したがって、三都即ち京都・大坂・江戸には本屋仲間があり、三都間の連絡もあったが、他地域の出版物の重板が出来ても、そこからの申し入れが無い限り、積極的に重板を差止めるといったことがなかったように見受けられる。

明治初年、上方では特に江戸の著訳書の偽版が横行したといわれる。その理由としては、洋学者といった新時代に迎えられる学者の多くが、開国策を採用して来た幕府の御膝元江戸に集まっていて、幕末に攘夷論の中心地となった京都などには、その数が少なかった。そのため新時代向きの著訳書の刊行も少なく、自然それらの書物は、江戸・東京から移入せざるを得ず、品薄傾向も手伝って、好評の書物の偽版が多く作られたのだという。

勿論それも重要な原因ではあるが、もう一つの要因があったように思われる。それは、江戸時代までは、何と

云っても幕府の御膝元の江戸の権威が強く、したがって上方の書肆は江戸に遠慮するという風潮があった。それが、明治の御一新で天朝の政府が出来た。上方の方が御膝元となった。今度は江戸の書肆の方が遠慮して、仮令重板に気付いても、抗議が遠慮がちになるだろうといった、一種の優越感を感じ、気安く偽版を作るといった気運が生じて来たことがあったのではないかと思われる。

福澤が此の時期に著作権の確立を強く唱えたのは、著書の売行が減少するといった次元からではなく、新生日本の独立の確保に、洋学者達の多年の苦心にもとづく研究が、著書として公刊され保護される事が必要であるのに、偽版の横行により、著者の図書売上の利益が減少し、その労に報いる所が少なければ、苦心して次の著書を著す意欲が失われ、更には洋学を志向する次世代の研究者も減少することになり、国家の文運に大きな支障を来すことになる。その意味で、一日も早く著者の知的創造に対する権利の尊重と保護がなされる可きで、そのため、政府による厳格な取り締りが行なわれ、違反者への罰則を手厳しくすることが必要だと主張したのである。

今日『福澤諭吉全集』（以下「全集」と略記する）に収められている、著作権確立運動に関する資料をみると、明治元～五年の資料は僅かに大坂の山口良蔵宛の書翰に触れられているものが中心で、福澤の主要手段としたと思われる、偽版訴訟に関する資料は、明治六年のものが知られているのみである。

最近長尾正憲氏の『福澤屋諭吉の研究』が刊行され、従来欠如していた此の方面の福澤研究の空白を補い、誠に有意義な研究書で、当然のことながら、偽版問題についても論及され、『大坂本屋仲間記録』（大阪府立中之島図書館発行、以下「仲間記録」と略記する。）第六巻に、関係新史料が存在するとして、其の一部を引用紹介されている。

ところで、『東京市史稿』（以下「市史稿」と略記する。）五四巻に、明治元～四年にわたり、福澤の偽版訴訟を受

理した東京府が、関係諸方面と交渉した往復文書の一群が収録されている。しかもそれは、大部分が、従来福澤研究者に見落されていた新資料である。

右の「仲間記録」と「市史稿」の資料により、福澤の著作権活動の前期ともいうべき活動が明らかになり、従来知られていた明治六年を中心とする運動が、その後期の運動として考察されるべきものであると思われるので、以下前記の二群の資料を中心に、明治五年までの福澤の運動を考慮する。

二

福澤が偽版横行を最初に防止すべきだとの意見を発表したのは、明治元年四月の「中外新聞」に掲載した広告文である（石河幹明著『福澤諭吉伝』）。次いで同年十月、開成所に対して、「重版の儀に付嘆願書」（「全集」別巻・「市史稿」5）を提出している。政府が当時盛に出版された一枚刷の新聞等の影響の大きさに注意し、その統制姿勢をみせはじめた機に対応して、提出したものと思われる。

明治二年五月、出版条例が公布されはしたが、その後も一向に偽版横行の傾向が改まらないのをみて、自から率先、これを訴訟することで、政府の取締方向を明確に示させ、以て悪習打破を図るべく、同年十月二九日、東京府に対し、「偽版取締の訴」（「市史稿」4D）をおこしたのである。

東京府はこれを承け、まず政府側の意向を伺い（「市史稿」6）、三年二月、大学より条例発布以後のものについては、版木・製本共没収のうえ、売上収益（売徳金）を取り上げて、著者又は出版者に、補償金として与える。条例発布以前のものについては、版木・製本の没収のみに止めるのが妥当との返答を得た（「市史稿」7）。

これを承けて東京府は、明治三年二月晦日公卿を管理する弁官と、膳所藩に、さらに四月二三日には、京都府

と大坂府に対し、それぞれ関係ある偽版者の処分を要請した（「市史稿」9・13・14・15）。その結果、一般書肆が出版した偽版等については、京都府からは三年閏十月に、大坂府からは四年三月二八日に、それぞれ処分の報告が通告されて来た。まずこの両府の処分について検討してみる。

京都府の処分をみるに、『西洋事情』と『西洋旅案内』の重板を作成販売した、伊藤、中西、山中の三書肆に対しては、

兼而旧法も有之事ニ付、一応可否相伺可申之処、無其儀、其上同年（慶應四年）四月中諸株之義先旧来之通被建置候旨、旦同閏四月中新著并翻刻之書類官許を不経品売買堅被差停候旨夫々布告有之候上も、何等申出品不致売捌候段不埒

という事で、本来なら「屹度咎」を申付ける所であるが、明治元年の御即位、改元による大赦もあった事でもあり、今回は「不及咎」という事とする。但し重板の版木は没収するというものである（「市史稿」18B・D）。

重板本の売買者に対しても、ほゞ同文の処分を行なったとしているから、「不及咎」という事で、製本を没収したのではないかと思われる。

この京都府の処分は、明治二年四月の「大学」の見解にしたがって、三年閏十月に処分を行なっているのに対し、四年三月の大阪府の処分は、偽版を作成偽本を売捌いた者、偽本を仕入販売した者に対し、売徳金を課している。しかし版木取上げについては何も触れていない（「市史稿」23A・B）。

京都府の御咎なしとの処分の情報が、三年十二月六日大坂の本屋仲間から、大坂府裁判所に提供されている（「仲間記録」30）のに、十四日に書肆に売徳金差出しを命じている。更に注目すべきは、京都府では偽版とは認めていない、黒田行次郎の『増補和解西洋事情』（以下「黒田本」と略記する）の売買に対しても売徳金を徴している。

両府の偽版に対する処分に差異がみえる。大坂府が版木取上げに触れていないのは、既に明治元年冬から二年

初頭にかけて、それら偽版の版木・製本が取上げられているためのようである。その経過を「仲間記録」から窺うと左の様である。

明治元年十月二八日、大坂裁判所へ本屋仲間年行司が呼出され、従来からの慣習として守られるべき点が厳重に守られていないため、偽版が横行しているとして、『西洋事情』の偽版が横行しているのを例証にあげ、不埒なことであるとの御叱りをうけ、是非旧慣を厳守するよう仲間一統に周知させるようにと、注意されている(「仲間記録」2)。

早速行司は仲間一統に対し、「委細申諭」し、確認の「印形取置」という厳重な方法で、裁判所の注意の徹底を図った。

十一月二日には、『西洋事情』の重板者「河助」なるものを取調べ、同人から重板の版木を仲間行司のもとへ提出することを約束させている(「仲間記録」3B)。版木は十一月三日、五日の両日にわたり提出されたが、更に十一月九日には、偽版の書籍も提出するよう、行司の説諭が行なわれている(「仲間記録」7)。

明治二年正月晦日、大坂裁判所は、年行司に対し、重板者の版木を提出させるよう下命し(「仲間記録」15)、行司の指示で二月二日重板の版木が裁判所に納入されている(「仲間記録」17)。

右の様に、大坂府では出版条例が発布される前の元年秋に注意を与え、二年初めに重板の版木取上げを、旧来の慣習を厳守するという方針の下で実行している。これは或は、福澤が、山口良蔵などの協力を得たり、出版元の岡田屋嘉七と相談して、大坂の裁判所へ訴え出たり、本屋仲間へ交渉させたために、大坂が特に早い時期に、このような処置をとったのではないかと思われるが、明確にその関係を示す資料は見ていない。明治元年十二月八日付の山口良蔵宛の書翰に

昨日大坂表より岡田屋嘉七方へ書状参り此度上方へ相廻し候事情外篇売出し竝初篇偽版取上げ等の義、色々御面倒相願不一方御配慮被成下候だん、逐一承知仕誠に離有仕合（全集⑰巻）

とあることから、上述の可能性が窺える。

同書翰に

昨日岡田屋の手代喜兵衛なる者より同家え文通、河内屋某、大坂の裁判所へ申出、事情外篇の重版いたし度旨願出候よし、扨て〳〵不思議なる歎願なるかな。盗賊の免許を願ふも同様

と記しているのは「河正」なるものが願出たもので（「仲間記録」8）、これに対し年行司が、元年十一月二九日、不法行為であると説得し、二年正月二十日、「河正」が願書の取下げを行なっていることが、「仲間記録」9・10に記されていることと一致する。

右のような処置が出版条例発布前に、大坂府で行なわれていたため、前記の明治四年三月の報告では、版木取上げには触れていないのであろうと思われる。また京都府と違って売徳金を課しているという点は、大坂府が、出版条例施行後の不法行為という判断を下したためと思われ、その点、京都府との間には、偽版取締に対する姿勢に大きな差異がみられる。

三

一見して誰の目にも重板とわかる『西洋事情』や『西洋旅案内』については、明治三年閏十月と明治四年三月廿八日に、京都・大坂の両府がそれぞれ書肆を処分した事を東京府に報じて来ている。ところが、同様に明白に重板とわかる『條約十一國記』については、前述の『西洋事情』と同じような処分を行なってはいない。この点

について、まず大坂府の「仲間記録」から検討してみよう。

『條約十一國記』に関する記事は、元年十一月二日の「仲間記録」3Bに出ているのが初出である。大坂裁判所に旧慣の乱を注意された年行司が、仲間一統に注意を行なった日に、『十一國記』の重版を販売している「河茂」を尋問したところ、「醍醐様御在坂中御蔵版ニ出来候ニ付、製本幷ニ売弘等致候」と答えている。

醍醐様とは、明治元年一月二七日鎮台督より大坂裁判所総督になり、五月二日大坂府知事に転じ、二二日知事を辞した醍醐忠順である。裁判所総督家が作った版木の製本と販売を担当したとの申開きに、年行司は其の経緯を記録として提出させるに止まって、何等の処分をしていない(「仲間記録」3B)。

右の「河茂」とは別に「河卯」という書肆がやはり『條約十一國記』の重板を作っていたようで、元年十一月九日、其の手続書即ち経緯書の提出を求め(「仲間記録」7)、二年一月二八日「手続書」と色版の版木三枚が行司の手許に提出され、夕方迄に残部を提出する旨申出ている(「仲間記録」13)。

二年一月晦日『西洋事情』と『條約十一國記』の二点は重板であるから、版木を裁判所に提出する様下命され(「仲間記録」15)、二月二日裁判所へ提出している(「仲間記録」17)。河卯の作成した重板が提出されたのである。

三年十一月三日大坂裁判所より前年二月納入の十一國記重板の摺立部数の報告を命ぜられ(「仲間記録」23)、五日に報告書を提出している(「仲間記録」24)。此の前後に『西洋事情』の重板者或は販売者については、度々取調が行なわれているが、『條約十一國記』については、三年十二月十七日条に

一、十一国定約記(條約十一國記カ)掛り河重より之手続書、河茂同断、醍醐殿蔵板摺立候之部数書等、手続書とも差出置候事　(「仲間記録」33)

とあるのみで、「仲間記録」には以後記載がない。

『西洋事情』の重板取調に比して、取調は少く、一応「河卯」の重板は取上げ、摺立部数の調査も行なわれているが、前述の様に大坂府の処分報告には『條約十一國記』関係者は除かれている。

「河茂」が醍醐家版に直接関係していたと思われるが、三年十二月に醍醐家版の摺立部数の報告と共に、手続書を呈出させているのは、或は、後述の様に醍醐家の版木が京都府に提出された事と関係があるかも知れない。

猶「仲間記録」7・15に「中津御屋鋪御掛り御役人御他出中ニ付　御帰宅之上（手續書）相認候様」とか、裁判所より中津屋鋪へ問合せたが不明であるとの返答が来ているとの記載があるが、これについては明らかでない。或は弁明のため、中津藩の了解を得ているかの如き答弁が行なわれた為かとも推測されるが、証拠はない。

「河茂」と「河卯」の取扱いにやや差異が感ぜられるが、それよりも、『西洋事情』の重板と「河卯」の重板が、途中まで大体同じ様に扱われて来ているのに、後には取調態度に差が見え、『西洋事情』関係者のみが対象となっていることが多く、結局処罰報告書に、「河卯」が除かれているのは、やや奇異な感がする。

強いて其辺の事情を推測すれば、醍醐家の罪を明白にしない為に、或は同家に対する遠慮からか、「河茂」に対し明確に罪を課す訳に行かず、それが、同じ『條約十一國記』重板の「河卯」にまで及んで来たとも考えられなくはない。

東京府は、明治二年十月の福澤の訴訟（「市史稿」4D）を受理すると、担当の「大學」の意向を尋ね、三年二月二八日その返答を受け取ると（「市史稿」7）、早速二月晦日弁官に対し、醍醐家版についての処分方を申し入れている（「市史稿」8）。それには、偽版の迷惑を受けていると福澤が訴え出た事、証拠として醍醐家版を差添え、「大學」の処分基本方針書も添えられている。これに対して三月二日に送られて来た弁官の返答は（「市史稿」10）、

条約十一国記之儀ニ付云々御掛合書之趣致承知候、然ルニ右新刻許可之儀ハ大史所轄ニ付、御掛合書共致返却候。改

テ大史宛ニテ御差出可有之候、此段及御答候也

と、全く見当違いの解釈をして、提出先が間違っていると差戻しているのである。

弁官が提出先が「大史」であろうと東京府の申入れを突返している事を、東京府の申出を理解出来ず、思い違いをしたと見るには余りにも程度の低い誤解である。「大史」ではないかと云っている点は、出版条例を当然知っての返答である。それだけに出来れば此の問題に関与したくない為の意図的な誤解とさえ考えられる。

東京府は折返し、弁官の返答の誤りである事を連絡している（「市史稿」9）。

其後も弁官との交渉が行なわれた筈であるが、資料は無く、ただ四月二三日付で東京府が弁官に差出した返答をみると（「市史稿」11）、

醍醐家ニ而ハ其後揚立不致　以来板木ハ庫中ニ蔵し置候旨ニ付、不取揚候而も可然、猶見込可申進旨過日杉浦少参事え御談示之趣

とある点から、書面による交渉でなく、直接の話し合いも行なわれていることは明らかである。

目下印刷は行なわれて居らず、倉庫に収蔵してあるのだから、わざわざ版木を没入しなくてもよいのではないかとの意見が出ている。それが弁官の意向か醍醐家の希望かは明らかではないが、今さら醍醐家の非を公開する如き行動に出なくても良いのではないかといった意識が働いている事は明らかである。

東京府はこれに対し、その様な特別扱いをすべきではないと返答している（「市史稿」11）のは当然である。

其後三年閏十月十日付で、京都府より醍醐家の版木納入問題についての問合せが、東京府に出されている（「市史稿」18A）。それによると、醍醐家より版木を納入する旨の連絡があり（「市史稿」18G）、京都府に関係無い事ではないかと思い、弁官へ問合せたところ、「板木ハ京都府え可差出旨於其御地弁官より醍醐侍従え口達相成候」

との事で、京都府へ提出するとの事であるので、手順を知りたい、というものである。

この弁官から醍醐家への口達というのが、どの様な重みのある処分であるのか明らかでないが、醍醐家或は弁官の文書には、『條約十一國記』の重板による違法を明確にした表現が全く使用されていない点と合せ考えてみると、口達も重板の非の形跡を軽くするための特別の取扱いの様に感じられる。

東京府は、京都府への返書で、弁官との連絡は四月二三日の、醍醐家だけを特別扱いすべきではない旨を申し送った（「市史稿」11）以後、弁官より何の連絡も無いので、早速問合せてみる旨を申し送っている（「市史稿」19C）。東京府は十二月十五日弁官に、京都府へ差出された醍醐家の版木の処置手続方を、京都府と、東京府に連絡指示する様申し入れ（「市史稿」20）、附札を以て、「於京都府毀板致シ候条、其旨願主（福澤）えも可申聞事」との確答を得、福澤に連絡している。福澤は四年一月請書を出している。

醍醐家版に関する史料が少く、然も弁官・醍醐家・京都府と連絡交渉が複雑になっているため、史料の意味も適確には理解し難い面があるが、全般的にみて、一般書肆の重板とは相当異った取扱がなされ、特に書面上で醍醐家側が重板という違法行為を犯したという点が全く記されて居らず、また、他の重板者への処分さえ明確には行われていない点、特権階級に対する官僚の腰の弱さを感じさせるものがある。

偽版『西洋事情』『條約十一國記』等関係略年表

明治年月日	記事
一・四・	福澤、西洋旅案内偽版に付「中外新聞」に広告文
十・	福澤、開成所へ「偽版ニ付懇願書」提出

十一・　二　大坂本屋仲間年行司、「河茂」「河助」に醍醐版及び「西洋事情」重板に付尋問
十一・　三　「河助」西洋事情重板版木を年行事に提出
十一・二九　大坂書肆「河正」『西洋事情外篇』重板願に付年行司説諭、二年一月二十日願書取下ぐ。
二・　一・二七　大坂書肆「河卯」の十一國記偽版に付年行司尋問
一・二八　「河卯」十一國記重板版木を年行司に提出
五・　出版条例公布
十・二九　福澤、偽版取締方を東京府に訴出る。
三・　二・　東京府、偽版処分方針を伺い、大学、出版条例発布前のものは版木・製本取上、以後のものは、売徳金徴収を課すべきを答える。
二・　晦　東京府、弁官へ醍醐版処分申入
三・　二　弁官、東京府申入は管轄違と差戻す。東京府、弁官の誤り指摘再申入
四・二三　東京府、弁官に醍醐家のみ版木不提出不可と返答
四・二三　東京府、京都・大坂府へ、福澤本偽版の処分方申入
七・　醍醐家、京都府へ醍醐家版木納入申入
閏十・　十　京都府　東京府へ西洋事情西洋旅案内重板者及販売者処分〔版木・製本取上のみ大礼前の事に付不咎〕通報、醍醐家版木納入経緯説明の上指示方質問
十一・　五　大坂裁判所、年行司に西洋事情、十一國記偽版等摺立部数報告書提出下命
十二・　六　大坂本屋仲間年行司、福澤本偽版に関する京都府の処分の情報を裁判所に提出

十二・十四　大坂裁判所、西洋事情偽版関係者十名を御叱りの上、売徳金差出方下命
十二・十五　東京府、弁官に醍醐家版木処分方法を京都府及東京府に明確に通達方要求
四・一・　福澤、醍醐家版木没収報告に対し東京府へ請書提出
一・　福澤、西洋事情等偽版者処分の京都府報告に付、了承感謝
十二・　福澤、大坂府よりの売徳金受領

四

以上考察して来た重板と呼ばれる偽版は、一見してそれと判断されるものであるから、真偽の判断は簡単である。ところが或程度加筆訂正されているものについては、その判断が分かれ、判定は困難になる。したがって偽版差止を避けようとする者は、それだけの工夫を行なうであろうし、著者側は勿論それらを含めて偽版であると主張するので、そうした偽版の問題の結着には、時間がかかる。

此処に取上げる黒田行次郎校正の『補増和解西洋事情』四巻本、（以下黒田本と略記する）は、第一～三巻は、福澤本にフリ仮名や傍註を附したもので、重板といえるものであるが、問題は第四巻で、増補附録とし、風土篇八項目、経務篇九項目について記している。此の部分に価値を認めるものは黒田本は福澤本の欠を補うものであって、偽版ではないと主張するのである。

然し福澤は、此の様な小手先細工に依って偽版の罪を逃れる著書が、公然販売されることの被害が、結局は学者多年の苦心に報いるべき著書の利益を犯し、したがって学者の研究・発表の意欲を奪い、大きく云えば、我国の文明進展の障碍となるものであるとして強く非難し、既に早く明治元年十月に、開成所に提出した嘆願書（「全

集」別巻及「市史稿」5）以降、機会ある毎に、黒田本の横行差止めを主眼とする訴訟状を提出して来たのである。その意味で福澤の前期の著作権確立運動の中心問題は、黒田本の如きを政府に偽版として認定させる点にあったということが出来よう。

黒田本の成立事情は大体左の如くである。慶応四年四月頃、黒田と懇意な京都の書肆林芳兵衛が、福澤の『西洋事情』が好評で品不足なのに目を着け、重板作成を考えたが、単純な重板では既に何種も作られているので、それらとは異なり、フリガナをつけたり、或は多少難解な部分に註解をつければ、よく売れるからと、是非黒田にその註解をつけてほしいと依頼して来た事がその発端であるという（「市史稿」4C・黒田語跡）。

黒田は近江膳所藩の藩儒黒田梁洲の次男として文政十年に生れ、天保十五年に父の命で大坂の緒方塾に入門している。適塾入門帳の二八番目に其の名が見える。福澤は安政二年三月九日の入門で、通算三二八番目の記入者であるから、福澤にとっては大先輩に当たる。

黒田は更に京都・江戸で漢学・蘭学を学び、嘉永五年藩校遵義堂の師範となった。文久二年幕命で蕃書調所に出仕したが、慶応元年藩地に帰り、遵義堂学問師範役頭となっていた。その点では上方では、福澤よりも有名人であったと思われる。

黒田が「黒田本」の仕事を引請けた事情を、福澤が東京府に提出した訴状の付録の一つ、黒田語跡（「市史稿」4C）によってみると、

全く一時之粗慥より妄に偽版いたし候義、実は西京二条通り高倉書物問屋林芳兵衛と申者より被相頼筆を下たし候事に而、金子も多分ニ貰ひ不申、唯々一時之不調法ニ候

増補和解と申ハ全く口実ニ而何も事実之益を謀候義ニは無御座……尋常之偽物ニ而は売捌如何と存候処より右芳兵衛

之工夫ニ而註解を加へ候義ニ御座候

とある。この黒田語跡は福澤の処に、後に黒田が弁明の為に訪れたときの対話の様子を、福澤が記して提出したものであるから、黒田の主張が充分に記されているとはいえないが、全くの偽りとは思えない。

明治三年四月二七日に、東京府に呈出された膳所藩の記述（「市史稿」16A）では、

補註傍訳を加へ候得は、刊本更ニ声価を増し、散布随而広く相成可申、依而板下書ニ相託し候得共、容易ニ成着不申候ニ付、無拠罷越相頼候様申居候故ニ、行次郎其書籍熟覧之上、厚小引之意を体し、再三之乞ニ応し不得止取調へ差遣申候由。

と記している。林芳兵衛の意図しているものが偽版であることを充分承知しながら、これを引請けた点は否定出来ないように思われる。

かくて、黒田本は六月十六日、林芳兵衛らによって、京都府に左の如き願書が出された。

乍恐奉願口上書　　願人　本屋芳兵衛

一、増補和解西洋事情　中本全四冊

膳所黒田行次郎校正

右之書儀、御一新以前ニ板行出来仕、漸々此節摺試申候、今般御達書之儀も御座候ニ付、此段御届奉申上候。何卒売弘メ之儀御免許被成下候様只管御願奉申上候。

右御聞届被成下候ハヽ広大之御恩難有仕合奉存候。以上

慶應四辰年六月　　（「市史稿」16B）

此の届書は、官許の無い新刊書籍の発売が禁止されたため、既に維新前に出来ていた書物の発売許可を得るということで、新著に対する重板検閲をのがれる意図で提出されたものとみられる。京都府はこれに七月四日官許

を与えている。

黒田が註解は已を得ず書き与えたが、刊行その他には一切関係していないと主張しているのは、右のような、官を欺くような出版工作などには全く無関係であり、それらの責任はすべて林芳兵衛ら書肆側にあると主張しているのである。かくて、黒田本は七月から発売された。

福澤が黒田本の刊行を知ったのは、明治元年の冬の頃で、早速同書を取り寄せ実見したうえで、黒田の属する膳所藩の重臣本多頼母に、不正な偽版であるから、同藩で処理するよう求めたが、

右偽版ハ全ク行次郎之罪ニも無之候間、当藩ニ而は一切差構不申、何方えなりとも勝手ニ可訴出

との返事が返って来た。

その後、黒田が二度福澤を来訪、前述したような弁解を試みたが、勿論福澤の了解するところとはならなかった。此の為黒田は福澤を訪問した事を藩の役人に隠してほしいと懇願したという(「市史稿」4C)。

福澤の許へ弁明に赴いたということが、藩庁に知れることをおそれ、これを秘密にしたいということは、黒田が藩に申し立てている事と相違点があるためか、或は、黒田が偽版に全く無関係であるという主張をしているため、不都合な点があるためではないかと思われる。

明治二年十月、福澤は出版条例に依拠して、東京府に対し偽版書取締の訴訟を起こしたのであるが、其の主眼が、黒田本への訴訟にあったことは云う迄もない。

これをうけて、東京府が弁官、膳所藩、京都府、大坂府等と交渉した福澤の訴訟運動が展開された。その経緯は前述して来た通りである。此処では、主として黒田本に対する京都府の対応態度を中心に、訴訟の結末がどの

ようになったのかを考察してみよう。

福澤が明治二年十月二九日に東京府へ呈出した訴状は、出版条例発布後も、上方辺に偽版が横行して居る事を指摘するとともに、

就中膳所藩士黒田行治郎偽作之西洋事情は……昨年六月偽書を以て官許を受け、官許之名を以て今日まても製本摺出し、私之生計ニ大害を加へ罷在候。固より昨年兵馬紛乱の折柄……或は一時之御間違ニ而偽書出版之御免許も御下し相成候事に可有之、此義ニ付敢而不平を抱き候ニは無御座……乍併昨今之形勢相成而は追々事柄之御条理も相立、既ニ出版之条令御布告にも相成候義、左候得は亦随而御政治之徳澤ヲ蒙るへきも当然之理……何卒行治郎之偽版は早々御差留被成下、版本没入、私え御引渡相成候様仕度

と京都府の官許を取消し、偽版と認め、その版木版本の没入を要求しているのである(「市史稿」4D)。

これをうけた東京府は、三年三月廿四日京都府に対し、福澤著作の偽版の取締方を申し入れた。その尚々書で、

黒田行次郎増補西洋事情之義ハ膳所藩え当時懸合中ニ候

と書いている。京都府では黒田本に関しては、京都府が主たる担当になるとは考えなかったのではないかと思われる。

これとは別に、三年二月晦日、東京府は膳所藩に対し、黒田本の刊行前に、黒田ら関係者が福澤の了解を得たのか、官許を得る際にどのような手続きをとったのかについて、問合せを行なった(「市史稿」15)。これに対し、四月二七日付の膳所藩の返事は、黒田が書肆林芳兵衛の依頼で、黒田本の註解部分の原稿を書き与えた事は明言しているが、出版出願については全く無関係であると主張している。そして出版官許については、六月十六日に林芳兵衛らにより京都府に提出された願書の写と、七月四日に官許が下りた事を通告して来た(「市史稿」16A・

B)。

膳所藩が黒田は偽版出版には無関係だとの強い主張をしたためか、六月に東京府は、改めて京都府に対し、黒田本は偽版と思われるので、官許取消しなどの処分をすべきではないかとの申し入れを行なった(「市史稿」17)。

二度にわたる東京府の申し入れに対して、京都府は、三年閏十月に次のような返答をして来た。

まず、明治二年十月に福澤が東京府に提出した訴状(「市史稿」4D)の

上方之偽版差留方掛合仕、同所御裁判所御周旋ニ而　二三版は取上候得共、偽版之御咎メとては何等之御仕置も無御座候ニ付

とある部分に

去々辰年秋中西京裁判所判事岸良七之丞殿御掛ニ而旅案内之偽版壱部取上ニ相成同所書肆問屋共え引渡ニ相成居申候
同年同頃大坂府裁判所え書物問屋惣代秋田屋市兵衛出願　御糺之上西洋事情偽版壱ト通り十一ヶ国記坊間彫刻之偽板木を御取上ヶ相成申候　今般申上候偽版之外ニ御座候

との附札がされているが、その附札の記載が誤りであると指摘している。

附札は、「去々辰年」と記しているから、この附札は、福澤が訴え出た明治二年に附されたものではなく、明治三年に記されたものとみなければならない。おそらく、黒田本に関して京都府へ廻達するに当って追加されたものであろう。

この附札の誤りについては、明治四年一月に、福澤は、これは伝聞の誤りで、行政官の岸良七之丞に、私に願意を申し立てた事があること、大坂で偽版取締りがあった影響で、京都の重板者が、自発的に、三条通寺町東入町の書肆丁子屋源次郎方へ版木を呈出して来たというのが事実であるとして、附札の記述の訂正を行なっている

（「市史稿」21C）。

福澤が私に願い出た岸良七之丞は、鹿児島藩士岸良兼善の長男で、天保八年生れで、本名兼養といい、明治元年新政府に出仕し、議政官史官補から監察司知事、弾正大巡察、刑部小丞と進み、司法省司法小丞となり、司法大検事として西南戦争の国事犯賊徒処刑にあたった。その後、検事局長から大審院勅任判事となり、明治十六年、元老院議官となったが、同年十一月病死した。（「鹿児島県大百科辞典」）

なお、京都の偽版作成者が、大坂の取締の事を聞いて、自発的に版木を提出したという大坂の取締りは、本稿で述べた大坂府の初期の版木取締り（明治元年十一月～二年一月）をさすものと思われる。

前記附札の誤りの指摘に引続いて京都府は、東京府は黒田本を偽版と見込んでいるようであるが、それは誤りであるとの見解を次のように述べている。

右様之訳ニハ更ニ無之、附録を以公然校正之事ニ付、議政官え差出候事ニ而　右官〔ニ脱カ〕おゐても可然見込を以許印相済候儀ニ有之、示後御敷令之出板条例を以も十二ヶ条目、旧本ニ評註を加ル云々之ヶ条ニ引当候付、今日至候而も免許相成至当之儀と存候

と自信たっぷりに東京府の考えを否定し、黒田本を官許した京都府の態度の正当性を主張している。

更に京都府は猶々書を以て、福澤こそ私欲に走る人物で、「御廻し之書面私情を主張し、上を凌ヰ候申立も相見得候得共、其儀ハ姑閣先々前条板行之儀篤と御取訂有之度」と、福澤の態度を非難している（「市史稿」18A）。

その私欲に走る人物と云う理由は、最近の福澤の著書『世界国尽』の巻末の蔵版目録に偽版有と記した部分があるのは、自著を多く売らんが為の利欲の行動であるというのである。

丁度此の時期福澤は郷里中津に旅行の為留守であったので、東京府は十二月五日付で、岸良の件は福澤帰京の

上取糺して返事するとし、黒田本を正当とする主張に対しては、

右は論吉取糺可申儀も有之候ニ付、追而可及確答候問、左様御承知有之度候

と、京都側の主張に対して福澤の反論が行なわれるだろう予測をほのめかして、返答を保留している（「市史稿」19C）。

『世界国尽』末尾の「慶應義塾蔵版目録」には

西洋事情 初篇再版 三冊 上方に偽版三四様ありて方今も偽本を売買せり
西洋旅案内 二冊 これも偽版二三様あり或ハ事情次篇などゝ偽れり
条約十一国記 一冊 これも偽版二様はかりあり偽本の売買盛なるよし
西洋衣食住 一冊 例の如く偽本沢山
電銃操法 初篇 一冊 此書も偽版の噂あり他の例に従へは実説ならん
同 二篇 一冊 勿論右同様なり

と六種の書目に偽版の存在或ひは可能性を記している。京都府の抗議により東京府は岡田屋嘉七に命じて蔵版目録を削除させた。

九州から帰った福澤は京都府の申状に早速反対意見を呈出している。

出版条例中に、旧本に註を加えたものは認めるとあるが、それには本人に害なき者は聴すとの註がついている。故に

西洋事情訳述之本人は私ニ候問　行治郎出版之前一応私ニ掛合差支有無相尋　私承諾之上ニ而発兌仕候得は　本人ニ害なきとも可申候得共　無其儀妄ニ人之著書ヲ盗取利欲之為メ開版致……私之難渋不容易義　本人ヲ妨害致候ニ相違

無之候間一旦官許ニは相成候とも御条令之御趣意ニ従ひ絶版被仰付候様仕度

と、全面的に京都府の主張の誤りである事を理論的に述べた上で、官許取消を強く迫っている（「市史稿」21A）。

此の福澤の申立書を添え、東京府は四年三月廿八日に京都府に返事を送っている。即ち

㈠ 黒田本の官許手続は、本屋仲間の旧慣に従えば、林芳兵衛は維新前に新版にする事を何時諭吉の了解を得た上で、何処の役所の許可を受けて官許を受けたのかが明らかにされる必要があるのにそれがない。

㈡ 福澤や膳所藩の申立では、黒田が諭吉に示談をした上で官へ伺った事実は無く、私に出版し、其後官許がなくては売弘め出来ない事が京都府より達せられたので、届出たもので、「自己本来之姦計ヲ押隠し」た「官庁を致詐騙候」行為ではないのか。

㈢ 出版条例に照して正当であるというが、黒田も出版元の林芳兵衛も全く著者に示談して居らず、官庁は「本人ニ害ノ有無何以聴断相成候哉」と迫っている。

㈣ 増補和解と云い乍ら、単に漢字にフリガナを附けたのみで、註解にもならぬ事を附録につけている「名実不相称」書である。故に「一旦売弘メ許印相済候義再調ハ相成間敷哉」

と徹底的に京都府の主張を反駁して反省を求めている（「市史稿」22B）。

『東京市史稿』所収の関係文書の、両府の黒田本に関する交渉史料はここで終っている。

五

前項で考察して来た如く、黒田本に関する限り、京都府の主張は、明らかに福澤に対して感情的で、非理論的である。其の原因が何であるかは直ちに論断は出来ないが、福澤が京都府の官許を、維新動乱期の誤った処置に

よるものであろうから、これを取消す様求めた事に一因があるように思われる。

「御上の意向に楯突き、正面から其の訂正を求める者は、不届至極の者」とする封建的な考え方から、威圧によってでも、福澤の主張を押え込まなければならぬとの役人の面子論が先行した論争となったように思われる。

勿論一朝にして旧時代的意識が改まることは困難である。出版条例の意義が、新時代の文明進歩のために必要な根本条件の一つであるといった理解が、早急には役人たちに十分認識される事は、当時としては望み難い事であろう。然しそれだからといって、文明社会に進まねばならぬこれからの日本の中心に立つ役人が、しかも新らしく強固な中央政府の役人として活躍を期待しなければならない時に、時代と逆行して、旧封建的な独裁強圧的な役人根性を強めて行く事は、福澤にとっては、著作権の確立問題以上に憂う可き重大問題として感じられたであろうと思われる。

黒田本の結末については、『東京市史稿』の史料は全く記していない。ところが、『京阪書籍商史』に、次の如き史料が記載されている。

乍恐奉御届口上書

一　増補西洋事情　附録付全四冊

東京福澤諭吉原輯
元膳所藩黒田行一郎校正

右之書慶応四辰年六月二十九日願上七月四日に蒙官許私共合梓彫刻之上製本仕売捌罷在候処、右原本ハ東京福澤諭吉蔵版ニ而字々傍ニ仮名ヲ付附録壱冊相添へ候共本文丈之処ニ而ハ一書二板ニ而且亦旧膳所藩黒田行二郎殿右之増補和解ヲ加へ候節も諭吉へハ一応之掛合も不致趣と而先年より両板主之間内実居合も不宜就而者当春出版条例御布告、開版之御取締厳重ニ相成候ニ付、苟も不明分之板木所持仕居候而ハ外にも差閊とも相成結局私共商売体ニ不都合出来るのみならず、万一之節出版御条例主張仕候とも十分之義論相立申間敷哉と深心配罷在候処、此度福澤諭吉上京ニ付、

幸之折柄同人へ和談之上右板木不残引渡候間此段乍恐以書面御届ケ奉申上候以上

杉本甚介
辻本仁兵衛
島林専助
大谷仁兵衛

京都府　御庁

乍恐口上書

一 増補和解 西洋事情　中本全四冊

右之書昨七日版木福澤諭吉へ引渡候義ニ付御届ケ書奉差上候故、右書ハ先般板木取潰し製本売買御差留ニ相成候間、版木其儘所持罷在候ハ無謂事候条、早々御府へ可差出旨御下ケ紙之趣奉畏候、然る処右板木取潰し製本売買御差留之義ハ御沙汰相成候迄無御座候、板木之義ハ此度御沙汰之通不残奉出候

版木惣数　九十五枚
外ニ彩色板五枚

右之通御座候以上

壬申五月八日

右の黒田本の紛議の和解書とも云う可き二つの史料について、同書は、福澤と親しい槙村正直が府知事で、福澤が明治五年五月京都に来て、偽版に就き訴えたので、早速府知事の周旋ということで、右の様な結末になったのだと記している。

福澤は明治五年四月一日、上方見物かたがた中津市学校視察の目的で横浜を出発、大阪・三田・有馬温泉を経

て、五月一日京都に入り、五月十日大阪に戻っている。府知事槙村正直は福澤とは親しい友人である。従って『京阪書籍商史』が説く様に、多年の懸案である黒田本の紛議に、政治的な配慮からも結着がつけられた可能性は十分認められる。

前記二つの史料を一見して気付く事は、京都の書肆達が、ほゞ全面的に福澤の主張を認めているが、そこには一言も黒田本が偽版であるとの表現は記されていない。

「字々傍ニ仮名ヲ付附録壱冊相添へ候共本文之処ニ而ハ一書ニ二板ニ而」とか、「出版条例御布告開板之御取締厳重ニ相成候ニ付苟も不明分之板木所持仕居候而ハ外にも差閊とも相成」と巧みに自から偽版である事を認めている。まさに京都府の面子を潰す直接的表現を避けた政治的妥協の文章となっている。

かくして福澤は明治元年以来希望し続け最後迄対立し、或は不毛遠永の対決になるかとも思えた黒田本の版本毀却をかちとる事が出来たのである。その意味で、福澤の著作権確立運動の前期の幕を閉じることが出来たとも云う事が出来よう。

福澤は「全集」にあるが如く、明治六年から激しい口調で政府官庁の怠慢を攻撃する裁判闘争運動を展開している。それらの運動は福澤にとって後期の運動と云う可きものである。その冒頭の六年二月十七日付の「文部省へ差出したる書面の写」の初めの部分に（「全集」19巻446頁）

毎度官へ歎願もいたし、或は私に偽版者へ掛合、追々に版木取上候品も有之、昨秋の頃に至つては先づ偽版も無之様相成候得共

と述べているのは、黒田本の版木毀却の成果を意識しての表現と見るべきであろう。

京都府の封建的官僚主義と、出版条例の意義を十分理解しない対応のおくれに、永いあいだ悩まされて来た福

澤は、五年五月に至って、一応当初の偽版の版木没収は出来たが、続いて発生した悪質な偽版の横行に、再び著作権確立の必要性を、取締るべき為政者側に明確に理解させるために、六年以降の激しい裁判闘争を展開せざるを得なかったのであろう。

従来知られている後期の福澤の戦闘的激しさは、前期の上述して来た経緯が重要な原因になっている事によって出て来たものであると考えられるのである。

（付記、『東京市史稿』及び『大坂本屋仲間記録』所収の福澤の偽版関係記事を註を兼ねて、本稿末尾にまとめて掲載した。）

「増補和解」西洋事情」関係略年表

明治年月日	記事
一・四・	京都書肆林芳兵衛、黒田行次郎に、西洋事情の偽版作成のため、註解草稿依頼、黒田了承。
六・十六	京都書肆林芳兵衛、京都府へ黒田本発売官許願出
七・四	京都府　官許
十・	福澤、開成所へ偽版特に黒田本取締方の懇願書提出
一～二年頃	この頃福澤膳所藩に黒田本偽版なるを以て処分方要求、膳所藩黒田に関係なしと、取合わず黒田二度にわたり福澤を訪問、弁解するも、福澤了解せず
二・五・	出版条例公布
十・二九	福澤、東京府へ黒田本横行に付出訴

三・二・晦　東京府、膳所藩へ、黒田本に付質問
三・二四　東京府、京都・大坂両府に福澤本偽本に付取締処分方要求
四・二七　膳所藩、黒田偽版官許に無関係と返答
三・六・十　東京府、京都府へ黒田本偽版に付処分方申し入
京都府、東京府へ福澤の申立中岸良七之丞へ訴出る云々は誤、黒田本官許は今日の条例に照しても正当、福澤の方こそ、世界国尽蔵版目録に偽版多数の文載せるは私欲より出たるものと反駁
十一・四　福澤、京都府へ偽版取締方訴え、証拠として大阪にて買求めた偽本添附
十二・九　岡田屋、世界国尽の蔵版目録削除の届
十二・　東京府、京都の異議申立に、福澤留守中に付、帰府後問糺し返答の旨連絡
四・一・　福澤、京都質問の岸良七之丞の件に付、京都府行政官、西洋事情版木取上は自発的提出の伝聞の誤りと訂正、亦去年の一一月の訴は、事情等処分ありたるに付取下、黒田本に付、著者の了解なく出版、然も迷惑と訴出ている以上、条例違反は明白、故に官許取消方要求
四・三・二八　東京府、京都府の黒田本偽版に非ずとの見解を全面的に反駁、再考を促す
五・五・八　京都書肆より、偽版類似の著書に付将来問題発生のおそれあるに依り、福澤との間に和解成立させ、版木差出願を京都府へ提出

東京市史稿市街篇五四巻

（福澤偽版訴訟関係）

偽版制作者処罰方指示

十五日○明治六年（西暦一八七三年）三月。偽版ニ関シ、司法省ノ伺ニ対シ、文部省取締処罰方ヲ指示回答ス。

○法令全書。東京日日新聞。明治七年願。

偽版制作者処罰方指示事蹟

(1)

偽版制作者処罰方指示

三月十五日○明治六年。（司法省ヘ回答○文部省）（三月十二日司法省掛合書略之）

出版条例罰金之儀及ニ御問合一候処、別紙之通概略御定ニ付、条例御返却相成、於ニ当省一差支無レ之候得ハ、府県ヨリ伺之向ヘ同断御差図可ニ相成一御掛合之趣致ニ承知一候。右ハ御廻別紙之通御確定相成、於ニ当省一差支無レ之候。此段及ニ御回答一候也。

追テ偽版致シ候者、後日罰責有ヲ前察シ密ニ多分ノ製本致シ、一時ニ売出シ、他日版木又ハ少々之罰金取上相成候得共、其利既ニ多分有レ之様姦計之輩相見候得ハ版木製本没入之条々ハ、既ニ販売スル者ハ其所得之金高共ニ没入為レ致候様相成度、此段御打合申入候也。

（追書之趣至当ノ儀ニ付、以来其心得ヲ以テ処置可レ致旨、三月二十日司法省回答スアリ、略。）

(2)

〔別紙〕

第七条

一、罰金三円ヲ追徴ス。

但シ、版木製本ヲ没入スルハ心然ノ理ニテ、敢テ之ヲ以テ罰ト為スニ非ス。故ニ其没入スルト否サルトニ拘ハラス、追徴スル至当ナラン。

第八条

一、罰金三十円ヲ追徴ス。未タ発兌セサル者ハ金二十二円五十銭ヲ追徴ス。

司法省十月十二日文部省ヘ回答（九月二十日文部省ヨリ掛合書略ス）

出版条例違犯ノ者、板木製本等没官之儀、官員ト平民トニ付、没入所差別有之候哉、当省ニ於テ取扱方御尋越之越承知致シ候。右没官ノ儀ハ、官員平民之差別無之候。此段及御回答候也。

——法令全書

著作権の無保護は文化の阻害と福澤諭吉偽版の取調を申請

福澤諭吉先生東京府へ差出されし願書の写

第二大区九小区三田二丁目拾三番地主福澤諭吉申上候。

偽版は兼て文部省より御布告の出版条例に従ひ、日本国中の厳禁たり。著者に専売の利を帰せざれば、力を費して書を著する者なし。世に著書なければ、文明の以て進むべき路な

し。故に偽版の禁は西洋文明の国々にて最厳にして、飽く迄著者を保護するの法を設けり。其一例を挙げんに、亜国にて偽版する者は其売弘めし版木の紙数一帳（一帳は大低八枚なり。）に付、半ドルラルの過料を取り、且其偽版者の手許にある板木摺本を没入するの法なり。譬へば一冊八十枚の本を千部偽て是を売れば、一部に付五ドルラル、千部に付五千ドルラルの過料なり、此条令死法にあらず、現に罰して罪を仮すことなし、法律厳なりと云べし。

私の著書は先年より京摂の際に於て夥多しく偽版の難を蒙り、毎度官に訴へ、稀には御処置相成候事もこれあり候得共、唯版木取上げ位の事にて、偽版者を罪に処し、過料を命ずる等の儀は一度も無之、故に今日に至る迄世に偽版の念を絶たず、既に飾磨県にて偽版いたし候由に付、私に探索の者差遣候処、私著述「学問のすゝめ」「啓蒙手習の文」其外文部省学制、勤善訓蒙（以上二版は私の蔵版にあらず）の偽版出来居候。則為二証拠一手習の文摺本一枚学問のすゝめ差出候、此度大坂にても啓蒙、天地文と申書出版相成候、之は私著述啓蒙手習文一章其儘盗み偽版致し候ものなり。是亦一本差上候間、御改め被下度、巻末に阪府蔵版の印あり、同府にて私の蔵版を偽し、公然売弘め致し候や、府庁にて人の著書を盗むことも有之間敷、或は他に偽版者ありて府名を冒したるもの乎。兎に角に証拠は此一冊に候間、早々御処置奉願候。

人或は云ふ。方今学校の設盛大に赴くに付、書籍不足なり。此不足を補ふ為め、他人の著書を翻刻する事なれば、私の為めにあらず、世上一般の便利のためなりと。是経済の大法を知らざる者の空論なり。官許を受けて出版したる書は、官にて其専売を許し、其保護

(3)

を請合たる者なれば、千里必究、恰も金札に異ならず。今田舎にて商売の仕組盛大に赴き、金札不足とて札の板を偽すべきや。田舎にて書籍不自由なりと云ふも、銭を出して買ふべき品なり、其銭を出さずして、私に他版を偽するは不足不自由を口実に設け、文明の名を玩て一時の利を射る者乎　知レ一不レ知レ二の愚人姦商に欺かれて天下の公法を犯す者乎。此二者より外あらざるべし　右の段篤と御取調至急御処置奉レ願候也。

明治六年

第二大区小九区三田二丁目十三番地主商
福　澤　諭　吉

東京府知事大久保一翁殿

——東京日日新聞 明治六年五月二十九日

官吏が版権侵害

大坂府権大属　日　柳　政　愬

其方儀大坂府小学校掛リ中、著述者福澤諭吉蔵版ノ啓蒙手習文ノ中、天地文ヲ抜萃致シ、習字使用ノ為メニ候トテ、官ノ許可ヲ不レ経シテ翻刻致シ候科、違令重ニ問ヒ官吏公罪贖例ニ照シ贖罪金四円申付候事。但版木製本ハ出版条例第九条ニ依リ、一切取揚候事。

——東京日日新聞 明治六年十二月二十五日

○明治七年東京府文書「諸願」中ニ、福澤諭吉ノ著作権ニ関スル一件アリ、左ニ記ス。

(4)
A

巳（○明治二年）十月廿九日出訴
芝金杉川口町福澤諭吉自著西洋事情偽板類板之儀ニ付歎願調
此両通共吟味済可ニ相戻ニ乎。
福澤諭吉ゟ差出候黒田行次郎語跡

拾五番組年寄共

○別紙
六月官許

吉野屋仁兵衛　吉野屋甚助
堺屋仁兵衛　□□屋専助

二条通高倉
林芳兵衛

売弘所書林
京
大坂

丁子屋栄助
河内屋茂兵衛
河内屋喜兵衛
河内屋和助
敦賀屋彦七

官板ノ二字50

京都御用書林
村上勘兵衛　先日去ル

中頃退ク

(4)
B

○以下別紙　朱書諭吉自筆

此書付は行次郎○黒田私○福澤諭吉宅え来り候節相認候自筆ニ御座候。偽版を企候者ハ吉野屋仁兵衛以下四名之由、尤京師御用書物所村上勘兵衛と申者ハ偽版者中頭取とも可ㇾ申人物ニ而、既ニ行次郎偽版之節も勘兵衛義ハ最初より関係いたし居、彫刻済之上官許請之一段ニ至リ、勘兵衛ハ御用相勤候身分之義仲間之者〻御役人中之方周旋相頼候処、勘兵衛之申分ニ官許印を請候ニは夫々音物等入費も相掛り候義ニ付、金子五拾両可ニ差出一旨申聞、仲間内此五拾両差出際ニ仲間われニ及ひ、中頃より勘兵衛ハ手を引き候よし。即ち書付之内之○黒字「官許ノ二字50中頃退ク」と記し候は右之話しニ御座候。50は西洋文字ニ而五十と申義ニ御座候。右は行次郎申聞候儘之語しニ候間、為ニ証拠一同人自筆之書付差上候。以上

福　澤　諭　吉

(4)
C

増補和解西洋事情之儀ニ付黒田行次郎福澤諭吉問答諭吉より指出候分

○諭吉自筆

去辰年冬膳所藩士黒田行次郎西洋事情偽版いたし候よし承り、其偽書壱部手ニ入候ニ付同藩重臣本多頼母と申者え手紙差遣シ其藩士ニ而不正之挙動いたし候義ニ付藩主ニ而始末可ㇾ致旨度々掛合およひ候処、藩ニ而は其処置行届兼且又右偽版ハ全ク行次郎之罪ニも無ㇾ之候間、当藩ニ而は一切差構不ㇾ申、何方えなりとも勝手ニ可ニ訴出一旨挨拶ニ御座候。其後黒田行次郎出府之よしニ而、柳河春三之添書持参私宅え来り始而面会仕只管詫申入候体ニ而、

行次郎云

全く一時之粗糙より妄ニ偽版いたし候義実ハ西京二条通り高倉書物問屋林芳兵衛と申者ゟ被ニ相頼一筆を下たし候事ニ而、金子も多分ニ貰ひ不レ申、唯々一時之不調法ニ候間幾重ニも御勘弁被レ下度候。

諭吉云

此書増補和解と記せり、然ハ則ち本文中不分明之ヶ条を解せんとするの趣意ならん、書中ニ不分明之ヶ条あらハ何故東京え罷出拙宅ニ来り質問不レ致哉。

行次郎云

増補和解と申ハ全く口実ニ而何も事実之益を謀候義ニは無ニ御座一、其頃尊著之西洋事情其外之書京摂之間ニ而幾通りも偽版出来、尋常之偽物ニ而は売捌如何と存候処より右芳兵衛之工夫ニ而註解を加へ候義ニ御座候。

諭吉云

方今洋学草昧之世全日本国中幾人之洋学者あるや、拙者義従来足下と一面識なしといへとも洋学之道を以て論すれハ数なき朋友なり、仮ニ今其朋友之著書を偽する他ニあらバ足下懇親之友誼を以て速ニ此方え報告被レ致候こそ学者士君子之本意ならずや、然るを現ニ朋友の書を盗ミ朋友之迷惑を醸し候義如何ニも人類之処置とハ不レ被レ思、況や偽版ハ天下文化之一大害、足下の如きハ自から洋学者にして自から洋学を害し、其害を天下ニ及ぼす者といふべし、世人え対し其面目を如何被レ致候哉相伺度候。

(4)
D

行次郎云
如何ニも恐入候次第、乍レ去自分ニは何も偽版之事ニ関係不レ致、全く出入之書林より被ニ相頼一候義、偽版之罪ハ書林ニ御座候。
此方ニ而は書林を知らず、唯々黒田行次郎校正と記せる版本之文字ニ就き其罪を責候義、若し事実之罪なくバ、其書林を召連レ拙宅え来るべし、其罪果して書林ニ帰し此方之満足を得るときハ足下之罪ハ消すへきなり、其期ニ至るまでハ足下を以て罪人と視做すべし。
行次郎云
東西百五十里之地書林を召連レ候義ハ力ニ及不レ申候。
諭吉云
何程御談判いたし候とも果もなき義、足下ハ詑を申入、此方ハ不承知と申ス事なり。右畢早て去る。
其後行次郎義又候私宅え来り、前同様之事を申聞、且当人義私に面会之事を藩邸之役人共に隠し呉候様頻りニ懇願仕居候。

上

芝金杉川口町善兵衛地借
諭吉

乍レ恐以ニ書付一奉ニ願上一候
一、芝金杉川口町善兵衛地借翻訳渡世諭吉奉ニ申上一候、昨年御一新之折柄京摂之姦商等私

附札

翻訳之蔵版書ヲ盗ミ偽版類版致し、版主之難渋不レ少ニ付同年十月中別紙書付を以開成所え歎願仕候得共、今日ニ至候迄壱ヶ年之間如何御沙汰も無二御座一、京摂之偽版ハ日増シ流行難二黙止一候間、蔵版売捌人岡田屋嘉七相談之上、当春中態々壱人差立、上方之偽版差留方掛合仕、同所御裁判所御周旋ニ而二三版は取上候得共、偽版之御咎メとては何等之御仕置も無二御座一候ニ付、版木差出候迄ニて摺置候偽書は公然と売買いたし居候。尚又当四月中出版条令之御布告有レ之候得共偽本之流行は依然として旧の如し、就中膳所藩士黒田行治郎偽作之西洋事情は別紙にも有レ之候通昨年六月偽書を以て官許を受ケ、官許之名を以て今日までも製本摺出し私之生計ニ大害を加へ罷在候。固々昨年兵馬紛乱之折柄一時之御英断乎、或は一時之御間違ニ而偽書出版之御免許も御下し相成候事に可レ有レ之、此義ニ付敢而不平を抱キ候ニは無二御座一、兵乱之日々天下衆庶其患を共にするは当然之理、私も昨年中偽判之為には数千之金を損亡仕候得共、今日ニ至迄其報を得す、乍レ併昨今之形勢相成候而は追々事柄之御条理も相立、既ニ出版之条令御布告にも相成候義、左候得は亦随而御政治之徳沢ヲ蒙るへきも当然之理ニ有レ之候処、独り私之蔵版而已御条令之保護ニ洩も、偽書之流行其儘ニ而黒田行治郎之偽板も絶而御差構無レ之、公然と偽物之売買御差許相成候義、私之難渋不レ過レ之候。右之次第ニ付、何卒行治郎之偽版は早々御差留被二成下一、版木没入私え御引渡相成候様仕度、其外偽版之義ニ付委細之事状は昨年十月中開成所え指出候歎願書写し差上候間、御熟覧之上至当之御処置被二成下一度奉二願上一候。以上。

明治二巳年十月廿九日

(5)

東京御府

芝金杉川口町善兵衛地借
読書翻訳渡世
願人　諭　吉印
町年寄　五　兵　衛印

○附札

去々辰年秋中西京裁判所判事岸良七之丞殿御掛ニ而旅案内之偽版壱部取上ニ相成、同所書肆問屋共え引渡ニ相成居申候、

同年同頃大坂府裁判所え書物問屋惣代秋田屋市兵衛出願、御糺之上西洋事情偽版壱ト通り十一ヶ国記坊間彫刻之偽板木を御取上ヶ相成申候。今般申上候偽板之外ニ御座候。

芝金杉川口町
読書翻訳渡世
諭　吉

上

私儀多年西洋学ニ従事仕、訳書数部蔵版発兌仕候処、当春以来京摂之間ニ而右書類過半重版いたし候趣ニ付、内々取調候処、弥相違も無レ之候。重版之儀は兼而　御法度も有レ之、御制禁之処春来之世変に乗し候とハ乍レ申、御国法を不レ奉レ畏不埒之段は申迄も無二御座一、従而は版主之難渋書肆之損亡、不二一方一、私共之身分ニ於而は、実ニ一大災難ニ御座候。将京摂之間、偽版者之説を伝承仕候ニ、其口実二ヶ条有レ之候へ共、逐一左ニ弁解仕候。

第一ヶ条ニ云ク、関東之訳書、有用之品多く有レ之候へ共、其書類、京摂之間ニ払底ニ付

無レ拠重版いたし、世間之便を達すと。

此ヶ条は全ク無根之口実ニ而、東京之書林と京摂之書林とハ年来取引致し、双方ニ入用之書類有レ之候へは、一封之注文書を遣し、日を刻して品物を送り双方之便を達すへき義、世上形勢何等之変動有レ之候とも、町人之商用ニ指支は無レ之筈ニ御座候。

第二ヶ条ニ云ク、近来翻訳の書出版多く候得共、其価甚貴し、今此書を翻刻すれハ、元価五分之一二を減して売るへし。廉価を以て良書を売り、広く衆人之為メニすと。

此ヶ条ニ付而は、動もすれバ世の士君子も欺れ候義有レ之候へとも、所謂似て非なるものなり。一を知て二を知らさるものなり。大凡世上之事物ニ、労セすして功あるの理なし、功ありて報を得さるの理なし。翻訳の為レ業其難易巧拙は訳者の才不才ニ由るとハ乍レ申、多年読書之勤労を積ミ千辛万苦洋書之意義を解得し始て筆を下してこれを訳するに当り、随て訳し随而校し、一句一章も此訳者之一辛一苦、版下タの字格ハ正しからんを願ひ、製本之紙ハ美ならんを欲し、其心力を費すこと他人の知る所ニあらす。これを彼ノ偽版者が、既成の版本を解き枚々これを板に刻して、数日之間ニ人の大功を盗ミ、見苦しき粗本を製するに比すれバ、其難易労逸、亦年を同して語るへからす、偖西洋の諺ニ「タイム・イズ・モニ」ト申語有レ之候、即ち時ハ金なりと申義ニ而、時日を費すハ猶金銭を費すか如しとの意味ニ御座候。左候得は、時日の得失ハ金銭之得失ニ異ならす、此理を拡して翻訳之事業ニ引当相考候得は、初メ洋書を学ふニ若干之歳月を費し、業成り書を訳するにも非常之精心を労し、或ハ其の書を訳するに敷月之間ニ稿を脱せる抔の義も有レ

之候得共、其実ハ積年の勤労始て紙上ニ顕るゝのミニて、これを譬へハ菓樹を養ふが如し。成木之後、開花結実之時は僅ニ数月なりといへとも、其苗を生してより成木ニ至るまでハ数十年を費し、培養之勤労も亦少からす。即ち其数十年の時日ハ数十百之金銭ニ異ならす候。右之次第ニ付、今日翻訳之書を売出候ニ、偽版者の口実ニいへる如く、其価を経書史類ニ比し候へハ高価之様ニ有レ之候得共、経書史類ハ外国之支那より来りしものニて、これを翻訳するも其著述家ハ数千年之古ニあり、四書を翻訳して孔孟の子孫□これか為メニ活計を失ふと申事も有レ之間敷、方今　御国ニ而是等之書を売買するハ、唯紙之価ト板木彫刻製本之手間とのミニ而、書林之業を競候義ニ付、価も自ら下直ニ候へ共、翻訳書ニ至而は然らす。前段の如く訳者ハ其売書之価を以て既往数十年之失費を償ひ、現在之家族を保護し、後来之子孫を教育いたし候趣意ニて、人生普通之達義、決して理外之利を貪候ニは無ニ御座一候。書類之価は文運之盛否に由て高低有レ之候ものニ御ざ候。既に私翻訳之西洋事情ハ輓近之訳書中にて最も世ニ行はれ候もの候へは、私之手許より売出し候数は僅に四千部計、京摂之間偽判三通各其売出を三千部と見込、真版と合て壱万三千部ニ御座候。亜墨利加合衆国ニ而は、壱ケ年之内一百万部以上も売出候書籍有レ之、右は全く文化之盛隆ニ由り候義、御国ニ而も追々文明之化ニ浴し、読書に志し候者増加いたし候ハヽ、書類之売買盛なるハ勿論、随而は其価も自然ニ下落可レ致、同一之書類一ケ年に拾万部も売捌候節ハ、書物之価ハ紙の価より僅ニ貴くして版主書林之利潤ハ十分ニ可レ有レ之、方今日本ニ而も、草艸紙之価非常ニ下直なるハ其売捌宜敷き故之義ニ御座候。

然るを京摂之奸商等一己之利を貪んとして亦天下文明之利害を顧ず、無根之妄説を以て世人を欺き、私に他之版本を偽して公ニこれを売り、己レ逸して人の労を貪り、己レ無知にして人の知識を盗ミ、廉恥之沙汰も殆ト地を払候次第、大凡全世界中、明政府之下ニは行はるへからさる挙動と奉レ存候。

右之次第ニ付、先般京都府ニ而東京府書林岡田屋嘉七ゟ重版取上ケ之義丈ハ、太政官え奉願候趣ニ候へ共、尚又蔵版之主人たる私ゟ過料之儀ニ付左之通奉願候。

一、西洋事情　重版二通り

一、西洋旅案内　重版二通り

内一ト通りハ西洋事情次篇と表題を改有之候。

一、条約十一国記　重版一通り

一、増補和解西洋事情附録添中本四冊　重版一通り

此書は膳所藩中黒田行治郎校正と記し、官許相成居候由、然処右行治郎と申者ハ嘗て一面識も無之人物、然るに私に一応之掛合も不致、妄に私之著書へ校正を加へ候は全ク偽版を以て利を射んか為メ、増補和解を口実に設け候義ニ可有之、若し然らずして事実書中に不分明之ケ条有之、世人之為メ和解致度候ハヽ、東西之路遠ニあらす、著者は依然として江戸ニ住居いたし居候義、出府之上私方へ参り疑を質し、不審を聞き、熟談之上増補をも加へ候こそ、文学者流之本意ニ可有之筈之処、無其儀、同一之日本人ニ而本国に住居いたし居ながら、著述之本人を蔑視し、無縁之外国人を取扱ふ如く、公然と其著書を盗候次第、如何にも無謂挙動、人間交際之道ニは有之間敷義と奉存候。依之右偽版は一応　官許相成候とも、乍恐再ひ御禁絶被成下、版木没入開版ゟ今日ニ至まで、本人幷ニ書林共の貪候利潤御取上ケ、私へ御渡被成下候様奉願候。

一、西洋各国事情　中本六冊

此書は何人之著述ニ候哉、著者之姓名を偽り福澤諭吉と記し有ㇾ之候所、書籍之表題と申し、且私之姓名を謟し候義全ク西洋事情に紛しく取繕ひ、一時之小利を貪候鄙劣の企ト被ㇾ存候。併唯私之姓名を偽し候まてニ而直に私の功労を奪候義ニは無ニ之ㇾ候ニ付、其書を売捌候所得乃利潤を尽く私へ御渡被ㇾ下との義は不ㇾ奉ㇾ願候間、御法之如く御所置被ニ仰付ㇾ版木没入、相当之過料御取上ケ被ㇾ下候様奉ㇾ願候。

右は当春以来京摂之間に出来候偽版類に御座候。此七通り之内、西洋各国事情を除き、外六通りは厳重ニ御取糺之上、版木没入は勿論、其重版を以て開板之日々今日ニ至るまて不正之利を貪候義ニ付、其売出し之部数ニ従ひ、所得之利潤尽く御取上ケ、私え御付与被ニ成下ㇾ候様奉ㇾ願候。将重版之世に行れ候ニ付、世間之翻訳家をして寒心せしめ、後進之学生をして望を失わしめ、天下之文運これか為メ一大却歩を為せし而已ならす、蔵版之義は外国にても厳法有ㇾ之義ニ候得へは、此度重版之義自然外国人之耳ニ触れ、開板後数月之間に共偽版二三様にも出来候様承り候ハヽ、外国人も奇異之思を為し可ㇾ申、これを大ニして論すれば、外国人え対し不外聞之次第、事実偽版有ㇾ之本罪は是等之ケ候ニも可ㇾ有ㇾ之哉ニ奉ㇾ存候得共、此義は官之御法ニ而公明之御処置可ㇾ被ㇾ為ㇾ在、其罪之軽重は私共の謹而議すへき所ニ無ニ御座ㇾ、私儀は唯私一身之上ニ引受候損亡と、曲くべからざるの正理候とニ付、愁訴仕候而已ニ御座候間、其辺之義可ㇾ然御取捨被ニ成下ㇾ候様伏而奉ㇾ願候。

右は卑賤草莽之身を以て

朝威を不ㇾ奉ㇾ憚心裏存込候処ありの儘ニ奉ニ申上ㇾ候段、何共以て奉ニ恐入ㇾ候得共、天下一

夫も其所を得せしめざるなしの御趣意を体認仕、直情を発露し公明正大之御裁判を奉仰候義、何卒無量之御寛仁を被為垂、区々の一正理貫徹仕候様、御所置被成下置度、泣血奉願候。

昔日西洋ニ而普魯士王其宮園ヲ広くせんとせしに遇々園外ニ一小民あり。風車磨粉を以て家業といたし居候を王命ニ由り其風車之地を宮園内に囲込候様申付候処、小民之答ニ、此風車は余が所有ニ而家業を営むものなれは、仮令ひ王命たり共無謂これを毀ツの理なし、去迚一小民之身を以て王命に抗すべきの力あらず、余ハ唯一片の正理を頼むのミ、若し普魯士国中地を払て正理なくハこれを毀つも可なり、此風車ハ独正理と存亡を共ニするものなりとて、確乎不抜、其節を屈せす罷在候処、国王も其言ニ感して、風車之地を取るの命を止候との義有之、其後物換り時移り、現今ハ右風車之地も宮園内ニ有之候得共、其風車は態とこれを毀たず、今日ニ至るまて園内ニ廃風車を残し置、天下古今之一美談といたし有之候。右之如く正理の貫通すると否とハ、国王政府之処置次第にて、小民ニは自らこれを処するの力無し。今翻訳書之蔵版とて、全く

官之御法ニ依頼してのミ其重版を防キ候義ニ而、若し左も無之節ハ、今日開版之書を明日重版いたし候とも、微々たる訳者ニは自らこれを糺し、其正理を伸へき力無御座、失望の余、唯私ニ長大息いたし候より外致方も無之次第ニ御座候へ共、何卒此度之重版は至公至明之御法を以て厳ニ御取糺被成下、其実証以て後来を懲し候様仕度、西洋諸国ニ而は蔵版之書を偽し候者有之、取糺之上版木版本没入いたし、偽本売捌ニ付其過料取上

ケ候節は、其次第を真本之端ニ記し、此書之偽版ニ付其処ニ而幾千金之過料を取上たりと布告いたし候振合も御座候ニ付、今般願之通重版没入過料金御取上ケ私へ御渡相成候ハヽ、其段私之蔵版え付録仕、周く世人之耳目ニ触候様可ㇾ仕積ニ御座候。左様相成候得は、世間翻訳家之意気を一新し、十分ニ御法を信拠仕候而、訳書之世ニ出候は今日ニ百倍可ㇾ仕、是亦天下文明之一大助と奉ㇾ存候。依ㇾ之此段奉ニ歎願一候。以上。

辰十月　　福澤諭吉

○朱達済

大学御中　　東京府

芝金杉川口町善兵衛地借諭吉義自著西洋事情等偽板類板いたし候もの有ㇾ之、及ニ難渋一候ニ付、別紙之通願出候間、相糾候処、於ニ大阪府一差留候二三之偽板ト申候ハ、孰れ之分ニて誰某偽板いたし候哉一々不ニ相分一候得共、其外偽板二三部手ニ入候分為ニ指出一取調候処、偽板無ニ相違一相見へ、右は出板条令第三条図書を出板する者ハ官保ニ護之一使ㇾ収ニ専売利一云々、第七条重板ノ図書ハ板木製本尽ク官ニ没入云々之義も有ㇾ之、一昨年兵馬倥偬之際一時偽板いたし候義ニ而、今日之条令を以糾縄難ニ相成一筋も可ㇾ有ㇾ之哉ニ候得共、相応之御処置有ㇾ之出板著述者ニ専売之利為取度義と存候。右は当府ゟ直ニ京都大阪両府え及ニ懸合一可ㇾ申哉、一昨辰十月中開成所え及ニ出願一置候義も有ㇾ之趣、其後如何御取計ニ相成居候哉、其手続御見込之処等致ニ承知一度、仍而、

一、西洋事情　　真板三本

一、西洋事情　　真板両部六本
一、条約十一国記　　一本
一、増補西洋事情　　付録共四本
〆五部　十四本

外ニ願書写等三冊

右之通書類相添指進申候間、早々御報有ゝ之候様いたし度此段及ニ御懸合一候也。

二月　日

(7)

其御府え翻訳渡世諭吉ゟ願立候西洋事情偽板類板之儀ニ付御掛合書之趣其筋え取調申付候処、去巳年四月中出板条例御布令相成候事故、其以前之分ハ板木幷製本共官え令ニ没入一候而已ニ而可ゝ然、其後之分ハ第九ヶ条ニ照し、是迄発兌致候部数御詮議之上、其売得ヲ以著述者出願人之損失を為ゝ償候ハヽ、事理相当ト存候旨申立候。尚一応御勘考有ゝ之度、仍而別冊五部返達、此段及ニ御答一候也。

二月二八日　　大　学印

(8)

○朱達

弁官御中　　東　京　府

芝金杉川口町善兵衛地借諭吉義著述書偽板有ゝ之難渋之旨及ニ出願一候ニ付、取糺し候処、左之書、

(9)

条約十一国記　　中本一冊

醍醐家ニ而致二蔵板一候趣印記も有レ之、無二相違一相聞候。右は騒擾之際、為二諸人一翻刻いたし候哉ニ候得共、其後出板条令頒行ニ相成候。就而は条令面之通、専売之利為レ収可レ申ハ勿論之義ニ有レ之、大学えも打合候処、別紙写之通申越候間、猶御取調之上、大学見込之通早々御取計有レ之候様いたし度、仍而醍醐家蔵板十一国記相添此段申進候也。

二月晦日

尚々右十一国記御一覧済之上御返却相成度存候。

御付札案○次出弁官ヨリノ答書ニ付ルモノ。

御書而之趣致二承知一候得共、出版条令付録ニ、出版ノ法ヲ犯ス者ハ所在裁判局ニ於テ科断スと有レ之、醍醐家之儀ハ其御官御所轄と存候間申進候儀ニ而、且只今新刻願出候儀とも品違可レ申、元より出板之儀ニ候間、未タ大史所轄ニ不二相成一候内先掛り大学え打合済候義ニ而、更ニ大史え可レ及二懸合一筈無レ之哉ニ存候。猶前書条令面も有レ之、御再評之上可レ然御取計有レ之度、仍而御返却之書類相添此段及二御答一候也。

○朱達済

東　京　府

(10)

条約十一国記之儀ニ付云々御掛合書之趣致二承知一候。然ルニ右新刻許可之儀ハ大史所轄ニ付、御掛合書共致二返却一候。改テ大史宛ニテ御差出可レ有レ之候。此段及二御答一候也。

三月二日　　弁　官

(11)

東京府御中

○未達済

弁官御中　　東　京　府

当府下芝金杉川口町善兵衛地借諭吉著述書之内醍醐家ニ而翻刻相成候條約十一国記之義ニ付大学懸合済之趣等兼而申進置候処、醍醐家ニ而ハ其後揚立不レ致、以来板木ハ庫中ニ蔵し置候旨ニ付、不ニ取揚一候而も可レ然、猶見込可ニ申進一旨過日杉浦少参事え御談示之趣致ニ承知一候得共、先般出版条令頒布相成候義、且種々諭吉ヨリ苦情申立候趣も有レ之、既ニ京都大阪府膳所藩え及ニ懸合一置候義ニ而、於ニ醍醐家一已来庫中ニ蔵し揚立不レ申候共、下民之疑念不ニ相解一、一細事とは乍レ申外々えも指響不都合と存候。大学見込之義も有レ之、先達而申進置候通可レ然御取計有レ之候様いたし度、依而御返却書類相添此段再応申進候也。

四月廿三日

(12)

覚

一、西洋事情　　偽物三冊

一、同　　三冊

一、同　　原本書三冊

〆九冊

右之通奉ニ差上一候、以上。

明治三年正月三日

(13)

芝金杉川口町善兵衛地借
翻訳渡世　諭吉印
町年寄　五兵衛印

常務御局
○朱達済
京都府御中

東京府

当府下芝金杉川口町善兵衛地借諭吉義自著西洋事情等偽板類板いたし候もの有ㇾ之、及ニ難渋一候旨願出候間、相糾候処、既ニ去々辰年中於ニ其御府一旅案内之偽板御取揚相成候義も有ㇾ之、其外偽板有ㇾ之候旨無ニ相違一相聞へ、右は出板条令第三条図書を出板する者ハ官保ニ護之一使ㇾ収ニ専売利一云々第七条重板ノ図書ハ板木製本尽ク官ニ没入云々之義も有ㇾ之、一昨年兵馬倥偬之際一時偽板致し候義ニ而、今日之条令を以糾縄難ニ相成一筋も可ㇾ有ㇾ之哉ニ候得共、相応之処置いたし、出板著述者ニ専売之利為ㇾ取度、委細大学え及ニ打合一候処、別紙写之通申越し候。就而は乍ニ御手数一其御府下書物屋共今一応厳密御取糺相成、偽板類板いたし候ものハ相当之御処置有ㇾ之度、仍而諭吉願書写二冊幷為ニ見合一西洋事情真板偽板各壱部相廻し申候間、早々御取計有ㇾ之候様いたし度、此段及ニ御懸合一候也。

三月廿四日

尚々西洋事情真板偽板共御調済御返却有ㇾ之度、且醍醐家ニて蔵板いたし候條約十一国記之義ハ弁官え、黒田行次郎増補西洋事情之義ハ膳所藩え当時懸合中ニ候。且又西洋事情等

(14)

偽板取糺、処置之義大阪府えも及ニ懸合一置候。為ニ御心得一此段申入置候。

○朱達済

大阪府(坂カ)御中　　東　京　府

当府下芝金杉川口町善兵衛地借諭吉義自著西洋事情等偽板類板いたし候もの有レ之及ニ難渋一候旨願出候間、相糺候処、於ニ其御府一被ニ指留一候偽板ト申候ハ孰れ之分ニて、誰某偽板いたし候哉不ニ相分一候得共、偽板手ニ入候分為ニ指出一取調候処、無ニ相違一相見へ、右は出板条令第三条○以下京都府ヘノ達文ト同、略ス。

三月廿四日

尚々西洋事情真板偽板共御調済御返却有レ之度、且御府ニて先般御取揚相成候外醍醐家ニて蔵板いたし候條約十一国記之義ハ弁官え、黒田行次郎増補西洋事情之義ハ膳所藩え当時懸合中ニ候。且又右西洋事情等偽板取糺処置之義京都府えも及ニ懸合一置候。為ニ御心得一此段申入置候。

○朱達済

膳所藩御中　　東　京　府

其御藩黒田行次郎校正出板之増補西洋事情之義、著述人芝金杉川口町諭吉へ熟談之上及ニ出板一候義ニ候哉、且何方え出板願済之義ニ候哉、右は諭吉より出願之趣も有レ之、委細致ニ承知一度右行次郎相尋度申入候処、膳所表ニ罷在候旨被ニ申越一、就而は前書廉々御取調相成、出板願書写等早々御指出被レ成度、此段及ニ御懸合一候也。

(15)

(16) A

二月晦日

当藩黒田行次郎西洋事情増補出板之儀、著述人諭吉ゑ熟談之上及ニ出板一候哉、其余云々之趣過日御掛合有レ之候ニ付、早速藩地ゑ相達申候処、左之趣申越候。去々辰年四月頃行次郎従来懇意之西京書肆林芳兵衛と申者西洋事情三本齎来り、近来此書頻りニ売却致し、転買不給ニ付、由而社中ニ而翻刻已ニ取掛居候処、惜ラクハ漢字ニ仮名無レ之亦原語之訳闕乏之処モ有レ之候而は、初心成者童蒙等ニは事情通解難ニ相成一、今補註傍訳を加へ候得は、刊本更ニ声価を増し散布随而広く相成可レ申、依而板下書ニ相託し候得共、容易ニ成着不レ申候ニ付、無レ拠罷越相頼候様申居候故ニ、行次郎其書籍熟覧之上、厚小引之意を体し、再三之乞ニ応し不レ得レ止取調へ差遣申候由、尤増補は頭書之積りニ有レ之候処、何分小本ニ而余白無レ之儀ニ付、無ニ是非一巻尾ニ付録致し申候儀ニ御座候。乍レ去出願ニ就而は同人儀関係無レ之、敢存知不レ居候処、同六月十六日草稿を以書肆共連名ニ而京都府へ出願致し候処、同七月四日官許之御朱印を賜り候ニ付、製本一部上納致し発兌申候趣、其以後ニ始終承り候旨断申出候。

依而書肆願書幷官許御朱印之写共相添此段及ニ御酬一候也。

四月廿七日　　膳所藩

乍レ恐奉レ願口上書　　願人　本屋芳兵衛

(16) B

一、増補和解西洋事情　中本全四冊

膳所黒田行次郎校正

右之書儀御一新以前ニ板行出来仕、漸々此節摺試申候。今般御達書之儀も御座候ニ付、此段御届奉ニ申上一候。何卒売弘メ之儀御免許被ニ成下一候様只管御願奉ニ申上一候。

右御聞届被ニ成下一候ハヽ広大之御恩難レ有仕合奉レ存候。以上。

慶応四辰六月

本屋行事
村上勘兵衛
田中屋仙助

御朱印 ○議政官史官検査印。 方二寸

辰六月十六日別紙願書ニ西洋事情相添書肆両人ヨリ京都府え出願致候処、同七月四日書冊面右御調印ニ而官許之旨を以御下渡相成申候。別段御調印而已ニ而御付紙等は無ニ御座一候。以上。

京都府御中

東京府

当府下芝金杉川口町善兵衛地借諭吉自著西洋事情等偽板類板之義ニ付当三月委細及ニ御懸合一、其節申進候通黒田行次郎増補西洋事情之義膳所藩及ニ懸合一候処、同人義御府下書肆林芳兵衛之頼ニまかせ補註仮名等加へ候得共、出板之義は関係不レ致、一切右芳兵衛方ニ而取扱、同人ヨリ府え願済之趣別紙之通申越候。然ル処原著人諭吉兼而差進置候歎願書ニ申立候通許多之苦情有レ之、且同書中誤謬之廉々も不レ少、已ニ諭吉ヨリ夫々懸紙を以申立居、

(18)
A

且又行次郎ヨリ諭吉え別紙書取之通及二示談一候趣も有レ之、全ク同人書肆申合利欲之為メ増補出版候義と相聞候。元来出板之義は旧政府仕来も有レ之、書肆共心得罷在候筈、殊ニ昨巳五月中出板条令布告相成候義ニも候得は、兵馬倥偬東西梗塞之折柄一旦願済之義ニは候共、維新之今日ニ至り御釐正可二相成一品ニは無レ之哉、其辺可レ然御勘考之上別紙大学見込之通御処置有レ之候様いたし度、仍而別紙壱綴相添此段及二御懸合一候也。

庚午六月　　日

尚々当三月中及二御懸合一置候西洋事情偽板木早速御取糺し相成候様いたし度此亦申入候也。

御府下芝金杉川口町善兵衛地借諭吉儀、自著西洋事情等偽板類板いたし候もの取糺方願出候付而、右願書等御添委曲御掛合御本端之趣致二承知一、篤と遂二穿鑿一候処、諭吉書出し候書目中西洋事情一ト通り幷西洋事情次篇と表題而已改候分一ト通り重板いたし、其余願書下ケ札相見候。去々辰年西京裁判所判事岸良七之丞掛りニ而旅案内之偽板壱部取上相成、同所書肆問屋共え引渡ニ相成居候趣有レ之候処、同年秋之頃ハ最早京都府之唱ニ相成居、幷岸良七之丞と申判事在職之儀無レ之、如何之次第ニハ候得共、尚為レ念書林行事え申渡一同為二取調一候処、引渡ニ相成候儀無レ之旨申出候間、猶御訂有レ之度、仍前条両板え付背之者共別紙之通所置申渡候条、右ニ而御承知有レ之度候。

一、膳所藩黒田行次郎校正西洋事情之儀ニ付御吟味之次第御申越有レ之、遂二熟覧一候処、全偽板類板之筋ニ御見込之儀と相見候得共、右様之訳ニハ更ニ無レ之、付録を以公然校正之

事ニ付、議政官え差出候事ニ而、右官おゐても可ㇾ然見込を以許印相済候儀ニ有ㇾ之、示後御敷令之出板条令を以も十二ヶ条目、旧本ニ評註を加ル云々之ヶ条ニ引当候付、今日ニ至候而も免許相成至当之儀と存候。

○付札、朱書
従前之振合書林え聞糺スベシ。

○同右
条令ニ照シ本人ニ害ノ有無聞糺スベシ。

一、醍醐家ニ而重板いたし候条約十一ヶ国記之儀、先般御掛合中之趣御申越之後何等御引合無ㇾ之候処、右家より別紙之通御往復書相添差出、右書類連続不ㇾ致判然とハ難ㇾ解候得共、其内御引合も可ㇾ有ㇾ之哉と先々預り置候得共、尚相考候而ハ府下ニ関係之筋無ㇾ之ニ付而ハ其筋え差出方御達之処、承違等之義ニハ有ㇾ之間敷哉、別紙中之趣を以も取調方弁官え御掛合之儀ニ相見候付、為ㇾ念相尋候処、別紙往復之通ニ候条、板木ハ京都府え可ニ差出一旨於ニ其御地一弁官より醍醐侍従え口達相成候条、可ニ差出一旨文通を以申越候事之旨申立候間、御手順承知致度、仍御答旁及ニ御引合一候也。

庚午閏十月十日　　京都府印

猶以先般御廻し之西洋事情真偽板共及ニ御返却一候。且著述者え専売之利為ㇾ取度云々御申越、大学見込書も御廻し相成候処、赦罪被ニ仰出一已前之儀ニ付、右様ニも難ニ申付一候間、別紙之通所置取計候、且又諭吉願之儀ハ本書之通未御引合中之処、近頃同人著述世界国尽と申書を見候ニ、右書首巻末葉同人翻訳幷著述書目中重板偽板有ㇾ之段数ヶ条相

付札

見候。右ハ御府おゐて右書目出板官許相成候哉承知致度、若其儀無レ之候ハヽ諭吉儀如何様之心得を以板行いたし候哉、同人義己レ之利慾ニ迷ひ故乎、御廻し之書面私情を主張し、上を凌キ候申立も相見候得共、其義ハ姑閣、先々前条板行之儀篤と御取訂有レ之度申添候也。

寺町通姉小路上ル町
書林　伊藤久兵衛
富小路三条上ル町
書林　中西嘉助

(18) B

其方共儀一昨辰年三月申合、西洋事情重板彫刻之上売捌候旨、右ハ御一新之折柄ニ候共、兼而旧法も有レ之事ニ付、一応可否相伺可レ申之処、無二其儀一、其上同年四月中諸株之義先旧来之通被二建置一候旨、且同閏四月中新著幷翻刻之書類官許を不レ経品売買堅被二差停一候旨夫々布告有レ之候上も、何等申出品不レ致売捌候段不埒ニ付屹度咎方可二申付一処、同年九月御即位御大礼且改元ニ付赦罪被二仰出一候以前之儀ニ付、不レ及レ咎之沙汰候事。

但、重板之事ニ付板木ハ取揚候条可二差出一事。

庚午閏十月

二条通柳馬場角
書林　石田忠兵衛

(18) C

其方義一昨辰年四月已来伊藤久兵衛中西嘉助両人ニ而重板いたし候西洋事情買請候旨、右ハ御一新之折柄ニ候共、兼而旧法も有レ之事ニ付、伺品有無等可レ入レ念候処、無二其儀一、其上同年四月中諸株之義〇以下前ト略同、略。

(18)
D

庚午閏十月

四条通河原町西え入町
書林　山中勘助

其方儀、一昨辰年二月西洋旅案内を西洋事情次篇と表題已而改重板彫刻之上売捌候旨、右ハ御一新之折柄ニ候共、○以下前ト略同。略。

但、重板之事ニ付板木ハ取揚候条可ニ差出一事。

(18)
E

庚午閏十月

三条通寺町東え入町
書林　福井源次郎

其方儀一昨辰年四月已来伊藤久兵衛中西嘉助両人ニ而重板いたし候西洋事情并山中勘助方ニ而西洋旅案内を西洋事情次篇と表題而已改、重板いたし候書、同年六月已来買請候旨、右ハ御一新之折柄ニ候共○以下略。

(18)
F

庚午閏十月

御幸町姉小路上ル町
書林　藤井孫兵衛

寺町通姉小路上ル町
書林　佐々木宗四郎

四条通寺町東え入町
書林　田中治兵衛

三条通旧馬場東え入町

書林　辻本仁兵衛
富小路通四条上ル町
書林　松井栄助
三条通御幸町西え入町
書林　大谷仁兵衛
三条通富小路東え入町
書林　須磨勘兵衛
綾小路御幸町西え入町
書林　木村勝助
三条通寺町西え入町
書林　杉本甚助

(18) G

○以上十名西洋事情次篇買請ニ付申渡、文略。

先年翻刻致ニ蔵版一候　条約十一ヶ国記

右只今不ニ摺出一、且御達之次第有レ之候ニ付、則版木相収度、東京府ゟ御達書写相添差出申候。其筋え宜御達奉レ願候。尤製本は最早只今一冊も無ニ御座一候。宜奉レ願候。以上。

庚午七月

醍醐侍従内　河合文五左衛門

京都御政府

(19) A

乍レ恐以ニ書付一奉ニ申上一候

一、神明町拾三番地之書物問屋岡田屋嘉七煩ニ付代栄助奉ニ申上一候。今般書物末目録之儀御尋ニ御座候。此段右目録之義ハ古来より書物末銘々為ニ売弘一諸目録等差加え候義ニ御

座候。且福澤諭吉翻訳書銘々末々目録入有之、右は前条次第ニ而是迄売弘来り候処、偽板等之案文有之候儀ハ全不ニ心付一、其儘売捌候段御尋ニ付驚重々奉ニ恐入一候。何卒以ニ御憐愍ヲ一御済被ニ成下置一度、偏ニ奉ニ願上一候。以上。

午十二月八日

神明町拾三番地主
書物問屋佐久間嘉七煩ニ付
代　原　田　栄　助印

常務局御役人衆中様

(19) B

差上申御請書之事

一、福澤諭吉蔵板目録之内偽板案文書入候分、已来削去り可申旨被ニ仰渡一奉畏候。依之御請書差上候処仍而如件。

午十二月九日

神明町拾三番地主
書物問屋佐久間嘉七煩ニ付
代　栄　助印

常務局御役人衆中様

(19) C

○朱達済

京都府御中　東　京　府

当府下芝金杉川口町善兵衛地借福澤諭吉儀自著西洋事情等偽板類板取糺方出願ニ付、兼而及ニ御懸合一置候処、篤と御穿鑿之上諭吉書出し候書目中、西洋事情一ト通り幷西洋事情次

篇と表題而已改候分、一ト通り御処置之始末委細御書面之趣致二承知一候。段々御手数之程察入申候。

一、諭吉願書下ケ札ニ岸良七之丞掛ニ而云々ニ付、御書面之趣致二承知一候。然ルニ諭吉儀此節旧藩中津表え罷越居候趣ニ而、いまだ帰宅不レ致候ニ付、帰宅次第取糺し可二申進一候間、左様御承知有レ之度候。

一、膳所藩黒田行次郎校正西洋事情之儀は、出板条令第十二ヶ条、旧本ニ評註を加ル云々之ヶ条え引当、今日ニ至候而も免許相成至当之儀と御見込之趣致二承知一候。否は諭吉取糺可レ申儀も有レ之候ニ付、追而可レ及二確答一候間、左様御承知有レ之度候。

一、醍醐家蔵板条約十一国記板木同家ヨリ御府え指出候ニ付、是迄手順御承知被レ成度旨御細書之趣致二承知一候。右は同家ヨリ指出候往復書之内四月廿三日付弁官え指出候後当府えは何等之達無レ之、往復書之外別段之手順も無レ之候。今般御書面之趣ニ付弁官え委細申立置候間、同官より御府え何と乎被二相達一候儀と存候。右御答迄申入候也。

庚午十二月　日

尚々先般御廻申候西洋事情真偽板共御返却致二落手一候。且偽板人売捌人御処置之儀ニ付、御書面之趣致二承知一候。且又諭吉願之儀は御懸合中之処、同人著述世界国尽巻末ニ付ケ候著述目録中重板偽板有レ之段数ヶ条相見へ、右は於二当府一書目出板差許候哉、若無二其儀一候ハヽ、諭吉心得方取訂可レ致旨御端書之趣致二承知一候。右は素より官許之儀ニは無レ之、当府え相納候世界国尽ニは目録付ケ無レ之ニ付不レ存罷在候処、御申越之通願中ニも有レ之、

(21)
A

殊ニ偽板三四様二三様或は売買盛なるよし抔不ニ取留一儀相認候段不埒ニ付、不ニ取敢一売弘書物問屋佐久間嘉七え偽板云々之ケ条総テ可ニ削去一旨申渡シ、別紙之通書面指出候。尤諭吉帰宅之上は急度取糺措置可レ致候也。

(20)

当府下芝金杉川口町善兵衛地借福澤諭吉儀著書偽板有レ之難渋之旨及ニ出願一候内、条約十一国記醍醐家ニ而蔵板相成居候ニ付御処置方当午二月中申進し、四月中再応申進候儀有レ之、其後何等御達無レ之候処、七月中御官御達之趣ニ而右書板木醍醐家ヨリ京都府へ持出シ候得共、於ニ同府一巓末不レ存儀ニ付手順致ニ承知一度旨別紙之通申越候。右は同府へ取揚ケ毀板可レ致儀ニも候哉、否委細同府へ御達有レ之度、且又願人諭吉へ申渡方も有レ之候ニ付、前書御所置之次第当府へも御達有レ之候様いたし度、此段申進候也。

付札

庚午十二月十五日　　東　京　府

弁官御中

○付紙

申出之趣於ニ京都府一毀板致シ候条、其旨願主えモ可ニ申聞一事。辨官印

芝金杉川口町弐拾弐番借地
読書翻訳渡世
福　澤　諭　吉

上

私蔵版之書類偽版之儀ニ付去巳年十月中出願仕、追々御調之上、此度京都御府ニ而、西洋

事情重版幷西洋旅案内ヲ西洋事情次篇と表題而已改候重版共御取上ヶ相成、彼之地右品取扱候書林ともえ仰渡候御書付之写拝見被二仰付一奉二承知一候。私願意相貫千万難レ有仕合奉レ存候。尤昨午年十一月中通坂之砌西京大参事殿え私ニ内願之書面差上候得とも、其前右之通御所置相成候上は、最早願意無二御座一、然ル処兼而奉レ願候膳所藩士黒田行次郎之偽版増補和解西洋事情之儀は御沙汰無二御座一、右は一旦官許相成且私述之原本ヲ縮少し字解等ヲ付候義ニ御座候得共、出板条令中ニ、或は旧本ニ評註ヲ加ふる等之如キ臨時ニ議して本人ニ害なき者は聴すと申御趣意ニ基き候節は、私之著書西洋事情は寅年冬之発兌、行治郎之偽書は辰年六月ニ官許ヲ受候儀ニ付、新旧之差僅ニ一年半、併一日之差ニ而モ旧本ニは相違有レ之間敷候得共、事実世人之為メニ註解致し度心底ニ御座候ハヽ、著述者ハ存命罷在候儀、著者ニ質問之上註解も可レ致義ニ御座候。又本人ニ害なき者ハ聴すと有レ之、西洋事情訳述之本人は私ニ候間、行治郎出版之前一応私ニ掛合差支之有無相尋、私承諾之上ニ而発兌仕候得は、本人ニ害なきとも可レ申候得共、無二其儀一妄ニ人之著書ヲ盗取利慾之為メ開版致、加之先般奉二差出一候偽本ニ記し候朱書之通、原本之史記ヲ国史ト改メ、王室ヲ王家ト改候等無益之文字ヲ入替、文之体裁ヲ乱候而已ならす甚しきは□□□之通当人之憶見ニ而章句ヲ変し、著者之意ヲ誤候ヶ条も数ヶ所有レ之、私之難渋不二容易一義、本人ヲ妨害致候ニ相違無レ之候間、一旦官許ニは相成候とも御条令之御趣意ニ従ひ絶版被二仰付一候様仕度且私義昨冬大坂通行之節同処書林相尋候処、行次郎偽書ハ其版弐タ通も坊間ニ相見、重々難渋之次第御汲量被二成下一、可レ然御所置被二成下置一候様此段奉二再願一候。以上。

(21) B

明治四未年正月

芝金杉川口町廿弐番借地
読書翻訳渡世
福　澤　諭　吉印

上

私訳述条約十一国記醍醐殿ニ而翻刻御蔵版相成候板木此度京都御府え御取上ニ相成毀版被ニ仰付一候段被ニ仰渡一難レ有奉レ畏候。依レ之御請書奉ニ差上一候処如レ件。

明治四未年正月

芝金杉川口町廿弐番借地
読書翻訳渡世
福　澤　諭　吉印

上

(21) C

私蔵版書物偽版之儀ニ付去々巳年十月中出願仕候書中下札ヲ以申上候。左之、

去々辰年秋中西京御裁判所判事岸良七之丞殿御掛ニ而旅案内之偽版壱部取上ケニ相成、同所書肆問屋共え引渡ニ相成居申候、

右之通下札仕候処、猶今度御尋ニ付再応取調候処、同時節行政官史官岸良七之丞殿え私ニ願意申上候義も御座候処、其頃大坂御府ニ而偽版之儀ニ付同所書物屋ともえ厳数御沙汰有レ之候ニ付、同渡世之義ニ付西京えも差響、西洋事情偽版密蔵罷在候者表向仲間え申出、其節添行事三条通寺町東入町書肆丁子屋源次郎方え偽版木壱部相預売捌相止候義ニ御座候間、右之通可ニ申上一処、伝聞之誤ニ而不都合之下札仕候段奉ニ恐入一候。再応取調此段奉ニ申

[札下]

上ニ候。以上。

明治四未年正月

芝金杉川口町廿弐番借地
読書翻訳渡世　福澤諭吉印

○下ケ札、諭吉印
本文偽版密蔵罷在候もの〻自分悔悟之上源次郎方え相預ケ候義ニ而、別段何方〻も掛合等受相預ケ候義ニは無ニ御座一候。

(22)
A

新板従来之仕来書物問屋共より答書

上

書物問屋行事

以ニ書附一奉ニ申上一候

書物問屋年行事共一同奉ニ申上一候。今般私共仲間ニ而彫刻物心得方御尋ニ付左ニ奉ニ申上一候。右は先板有レ之品其儘本形大小ニ致替候乎、又は少々之加除或ハ標註を加候類は、夫々本書著述者又は元板主え示談仕、行事共〻伺済之上彫刻仕候従前之仕来ニ御座候。尤惣而唐本洋書翻刻之書は類本之有無不レ抱伺済之上彫刻仕候得共、全差支候品ハ是又示談之上彫刻仕候従前仕来ニ御座候。右御尋ニ付此段御答奉ニ申上一候。

明治三午年十二月

書物問屋行事
稲田佐兵衛印
佐久間嘉七印

(22)
B

東京御府

黒田行次郎偽板ノ西洋事情ヘ過日福澤ヨリ下ケ札ヲ以申立有レ之ニ付、右書冊ヲ此掛合書ヘ添京都府ヘ可ニ差送一事。

達済　京都府御中　　東　京　府

当府下芝金杉川口町福澤諭吉著述西洋事情等偽板之儀ニ付、去午十二月中及ニ御回答一候処、同十九日出御申越之趣致ニ承知一、諭吉儀も取糺委細左ニ申入候。

一、諭吉浪華通行之節、全御府御処置之次第承知不レ致彼是苦情申上候得共、偽板西洋事情之儀ニ就而は最早願意無レ之旨別紙写之通申立候。委細夫々ニ而御承知有レ之度候。

一、諭吉願書下ケ札去々辰年西京裁判所判事岸良七之丞掛ニ而云々之次第取糺し候処、七之丞儀ハ行政官史官ニ有レ之、又偽板老部取上ケ書物問屋え引渡相成候と申立候は、其節大坂表偽板取調有レ之其指響ニ而御府下偽板候もの悔悟いたし、書肆丁子屋源次郎方え自分ト相預置候訳ニ而、不取調之儀申上候段恐入候旨別紙写之通申立候。是亦委細夫ニ而御承知有レ之度候。

一、膳所藩黒田行次郎校正西洋事情之儀ニ付及ニ御懸合一候趣被レ遂ニ熟覧一候処、全偽板類板之筋ニ見込候儀と相見候得共、右様之訳ニハ無レ之、付録を以公然校正之事ニ付議政官え被ニ指出一、於ニ同官一も可レ然見込を以許印相済候儀ニ有レ之、爾後御発令之出板条令第十二条旧本ニ評註を加ル云々之ケ条引当至ニ今日一候而も免許相成至当之儀と被レ存候旨、御申越之趣一応尤之儀ニ存候得共、猶左之次第及ニ御問合一候。

一、辰六月本屋芳兵衛より増補和解西洋事情売弘願書幷去午閏月中書林伊藤久兵衛等へ偽板御処置ニ付御申渡と至ニ参考一候得は、同書は御一新以前彫板出来既ニ摺出居候処、辰閏四月中新著幷翻刻之書類不レ経ニ官許一品売買堅被ニ指止一候旨御府より御達ニ付、同六月売弘メ之儀而已及ニ出願一候処、議政官史官検印被ニ押渡一候手続と存候。当府下書物問屋共従前之仕来は御一新以前より至ニ今日一迄新板彫刻候節は旧板有レ之品は本形大小相替へ、又は少々之加除或は標註を加候共、夫々本書著述者又は元板主え遂ニ示諭一行事共ゟ其筋伺済之上致ニ彫刻一候。御府下も同様之儀と存候。左候ハヽ前書芳兵衛義御一新以前何年何月同書新板之儀を旧板蔵主幷著述者諭吉え遂ニ示談一、何レノ役所え伺済ニ而致ニ出板一候哉。

一、諭吉願書幷膳所藩より申越候趣ニ候得は、一時御一新草創之際ニ乗し、全為ニ時利一黒田行次郎申合、諭吉え遂ニ示談一政庁え伺候義一向無レ之、私ニ及ニ出板一、示後御府より御達ニ付始而売弘メ而已願出候儀顕然ニ無レ之哉、自己本来之姦計ヲ押隠し末尾之売弘而已及ニ出願一候ハ、畢竟官庁を致ニ詐騙一候ニは無レ之哉。

一、御申越之出板条令第十二条、旧本ニ評註ヲ加フル云々臨時ニ議シテ本人ニ害ナキ者ハ聴スト有レ之、行次郎芳兵衛義既ニ著述者諭吉え一応出板之懸合をも不レ遂、本人ニ害ノ有無何以相決し候哉、官庁現存之諭吉え一応之尋問も無レ之、本人ニ害ノ有無何以聴断相成候哉。且増補和解ト有レ之候得共、註解ニも無レ之儀ヲ聊付録いたし、本文ハ漢字ニ仮名付ケ候迄ノ義ニて、名実不ニ相称一、是全ク頭尾ヲ替へ巻冊を改め售シ易キヲ求メ候

(23)
A

義、夫ニ而条令第三条図書ヲ出板スル者ハ専売ノ利ヲ収メシムト有レ之ニ齟齬ハ不レ致哉。殊ニ増補和解事情中数ケ所文字ヲ妄改シ、著者之意を誤候義有レ之旨別紙写幷同書懸紙之通諭吉より申立候。右は前書顕然之次第も有レ之候共、一旦売弘メ許印相済候義御再調ハ相成間敷哉、且今日ニ至候而も免許相成至当之儀ニ候哉。

前書之趣以再察有レ之、可レ然御取計有レ之度、依而諭吉申立書等三冊幷増補和解西洋事情壱冊相添此段御回答旁及ニ御懸合一候也。

辛未三月廿六日

尚々醍醐家ニ而致ニ蔵板一候条約十一国記板木之儀弁官え致ニ再伺一候処、於ニ京都府一毀板致し候条、其旨願主え可ニ申聞一旨付札を以被ニ相達一候間、御府えも定而御達相成候儀と存候。此段御廻答迄申入候。且増補和解西洋事情御一覧済御返却有レ之度存候。

御府下茅場町福澤諭吉著書類往々偽造いたし候者有レ之候ニ付、取調之儀去午年中御掛合且本人〻も願出候付、追々及ニ取調一、別紙之通所得金取上ケ今便御廻申候間、可レ然御取計有レ之度候也。

辛未三月廿八日　　大　坂　府印

東京府御中

追而京都府え係り候分ハ彼方〻御打合可レ申と存候也。

安堂寺町
河内屋助七

右之者西洋事情偽板いたし四百部売捌売徳弐百貫文。

伝馬町
河内屋佐助

右幸七ゟ九拾七部買取候内秋田屋太右衛門幷ニ九州辺之商人え売渡し、売徳金都合三両弐分。

安堂寺町五丁目
秋田屋太右衛門

右佐助ゟ十部買取、八部は店先通行之名往所不レ存ものえ売渡し、売徳金壱分弐朱ト銭弐百五十文。

博労町
河内屋勘助

右之者西京三条通御幸町吉野屋仁兵衛より西洋旅案内偽本十壱部、尚又同所三条通東洞院村上勘兵衛ゟ増補西洋事情四冊物五部買受候内壱部は当地唐物町河内屋太助え売渡し、余は店先通行之者え売渡し候売徳銭三貫七百四拾八文。

唐物町
河内屋太助

右勘助ゟ買取候増補西洋事情福澤諭吉え売徳金壱朱。

南久太郎町六丁目
河内屋徳兵衛

右之者西京四条通富小路丁子屋栄助ゟ西洋事情次編偽本五部買収、四部ハ往来之者え売渡

し、壱部ハ取上ケ売徳銭壱貫文弐百文。

売徳金三両三分三朱

銭弐百五貫弐百文

金ニ引換拾七両三朱ト弐百三十六文

但、相場、金壱両ニ付十一〆八百廿四文

惣計金弐十一両弐朱ト弐百三十六文

(24)

大坂府ヨリ御廻シニ相成候西洋事情偽版売徳金惣計

金弐拾壱両弐朱ト弐百三十六文

右正ニ奉ニ請取一候。以上。

十二月廿七日

府下三田弐丁目拾三番地地主

福澤諭吉代

荒尾辰三郎印

(25)

A

東京府知事　大久保一翁殿

○朱　廿二日出ス

京都裁判所長

権中判事　阪本政均殿

昨十二月府下福澤諭吉へ大阪安堂寺町河内屋助七外五名偽板売徳金弐十壱円余下渡し実否

并右処分方云々御懸合之趣致ニ承知一候。右は処分之儀は最初諭吉々願出ニ拠り其頃大学校

(25)
B

え協議之上其旨京都大阪両府へ懸合候処、夫々処分済申越、大阪府分ハ右売徳金取揚回送いたし候ニ付下渡候儀ニ有之候。依而大学分之書面写添此段及ニ御回答一候也。

一月

本年東京日々新聞第八百九十九号ヲ閲候処、寄書之区画ニ昨七年十二月廿七日其府え福澤諭吉ヲ被ニ呼出一、同人著書偽版致し候大阪安堂寺町河内屋助七外五名之売徳金弐拾壱円余被ニ下渡一候趣相見候。其通相違も有之間敷哉、若然レハ右は其庁限之御処分ニ可有之哉、将其筋之指令ニ依而右之通下付方御取計候儀ニ候哉、若其儀ニ候ハヽ、当地ニも同様之犯者有之、見合申度候条、右指令案乍ニ御手数一御廻被下度、此段及ニ御懸合一候也。

明治八年一月十五日

京都裁判所長
権中判事　阪　本　政　均印

大久保東京府知事殿

――明治七年諸願

大坂本屋仲間記録　出勤帳六（福澤関係記録抜粋）

明治元年

八月廿日

(1)　一増補西洋事情、京都添章以引替ニ付出本壱部収、当地添章認置、大野木氏へ相渡候事

十月廿八日

(2)　一昨廿七日、御差紙ニ付罷出候処、於当御番所被為仰聞候御儀者、総而重板類板とも不相成儀者、年行司兼而相心得居候筈、然ル処近来夫是重板類板出来在之哉ニ相聞へ不束之到候、就中西洋事情与申品出板在之、右品者御上向にも御用ひニ相成居候品之処、此品分も重板出来御見留ニ相成候御趣、甚不埒之事ニ無之哉、右品者勿論都而右様不取締之儀等、御上向〻御取調ニ相成候而者不容易義ニ候、其辺之義者兼而年行司取締居可申筈、無其儀哉ニ相聞候趣被為仰聞恐入候、因茲何分急〻仲間一統取調之上、其模様早〻届ケ出候様御沙汰之事

一前文之次第ニ付、帰席早刻廻章以役中呼立、夫〻申達置候、尤節後早〻別席相立、急〻執斗可致儀ニ申約し置候事

十一月朔日

(3)
A
一同所へ、東京より当地売弘之儀頼来候趣、夫々届ケ出候ニ付、則左之通
一英政如何（東京鎮将府御願済）　初集全壱冊
〃　鈴木唯一蔵板幷ニ訳　売弘人　岡田屋嘉七（東京神明前）
右之品、当地売弘之義、敦九ゟ製本壱部持参ニ而届出候事
一西洋事情外篇　全三冊（右前同断）
福澤諭吉蔵板幷ニ纂輯
一英文熟語集　全壱冊（右同断）
〃　小幡篤次郎蔵板幷ニ纂輯　東京売弘人前同断
右之両品、当地売弘之儀、いた善ゟ製本壱部宛持参ニ而届ケ出候事
右之通裁判所へ御届ケ申上候処、御聞済ニ相成候事
出勤、大野木、中松

(3)
B
一従旧来、総而重板類板御停止之儀ハ勿論、右製本等取扱も不相成義、兼而仲間一統へ申渡、毎年承知印形取置候処、近来夫是無其儀哉之義ニ付、去十月廿八日御裁判所ゟ取締方不束之趣被為仰聞恐入候、因茲仲間一統呼立委細申諭、猶夫々聞調之上印形取置候事

(3)
C
一河茂呼掛、条約十一ケ国図記売弘致居候ニ付、手続之儀相尋候処、醍醐様御在坂中御蔵板ニ出来候ニ付、製本幷ニ売弘等致候趣申答候、因茲其趣口上書差為出置候事

(3)
D
一河助呼立、西洋事情前篇三冊重板製本取扱候儀、夫々聞調候所驚入恐縮致居候、何方ゟ相被頼売捌候哉、明五日申答候趣申入候処、私義製本取扱致候而已、左候ハヽ相被頼、且彫刻致候もの名前申出候

様申聞候処、此義用捨致呉候様嘆致何分右重板之板木不残取揃、早々差出候上執斗可致申委候所、右重板木夫々年ヲ越在之ニ付、明三日朝迄猶予相頼候ニ付、訖度無相違差出候儀ニ候ハヽ、聞届遣候様申聞候、其上口上書へ調印為致、聞済候事

十一月三日

(4)

一河助ゟ、西洋事情重板之板木、左之通

一弐丁張八十弐枚

但し、内片面張弐枚在之、奥書板も右内ニ在之也

右之通、持参差出候ニ付預り置候事、但し口絵外題袋板無之ニ付、早々差出候様申聞在之候事

一重板類板惣印之儀、不参之分夫々認為置候事

出勤、大野木・橋本・中村、昼後ゟ藤野・中松

十一月五日

(5)

一河助ゟ、西洋事情、口絵袋板幷ニ製本夫々売捌候、先々部数とも書付被致、持参受取置候事

十一月七日

(6)

一御裁判所へ、西洋事情重板、年行司手元迄差為出候儀、外ニ梅外詩抄製本出来ニ付、上ヶ本持参およひ候処、今日御上向殊之外御繁雑被為入候御様子、度々相伺候へども御沙汰無之、漸々夕方御沙汰在之、何分今日者殊之外御上様にも御混雑ニ付、上ヶ本者御聞済、西洋事情之義者追而御沙汰被為在候様被仰聞候事、但し中飯夕方河松亭ニ候也

十一月九日

(7)
一七つ時頃より別席相立、河助呼掛、西洋之製本差出候様、幷ニ泰西国法論重板分板木、早々席迄差出候様相委、其外夫々相諭置候、明日大野木宅迄、前文之次第申出候様相命置候事
一浅井氏へ、条約十一ヶ国記之儀ニ付、河卯方ゟ手続書為出候筈之処、無其儀ニ付其段相尋候処、中津御屋鋪御掛り御役人御他出中ニ付、御帰宅之上相認候様申被居候趣之事
一河源呼掛、先月頃歟当月到り、西洋事情重板木店先等ニて売捌等、幷ニ義臣伝一条之事件夫々申諭置、尤義臣伝板木買収之次第手続書、早々さし出候様申聞、引為取候事

十一月廿日

(8)
一河内屋庄助ゟ、西洋事情外編上中下三冊、裁判所ゟ売弘メ之儀願出候事　但シ、此分願不出候也（後筆）
一河忠七へ書付ヲ早々可差出様申聞候処、昨日屋敷へ申参候得共、掛り之人いまた戻り無御座候、又々屋敷へ催促致、早々可申上与申候事（十一ヶ国之次第歟）

十一月廿九日

(9)
一右より帰席之上、河正呼立、過日口上書差出候西洋事情外篇重板之願、意外之事件ニ付夫々申諭置候事（裁判所）

二年正月廿日

(10)
一河正へ、西洋事情外篇重板願出之願本、相下ヶ呉候様申出候ニ付、本渡帳へ印形取、右願本下渡候事

正月廿六日

(11)
一河茂呼掛、十一ヶ国定約之儀夫々入念聞調候処、旧冬書付出し候通、聊相違無之旨申答居候事

正月廿七日

(12)
一河卯代重助呼掛、旧冬申委置候十一ヶ国条約記板木之儀聞調候処、夫々答致候ニ付、左候ハヽ、其趣手続書

正月廿八日

(13)
一河卯ゟ、条約十一ヶ国記手続書、幷ニ板木色板之分三枚持参、行席へ預り置呉候様、尤残り板木夕方迄ニ差出候趣申断居候事

正月廿九日

(14)
一西洋事情・十一ヶ国記重板取調之次第書取、藤野子方へもたせ遣候、本紙認参候ニ付、浅井氏へ為持遣候事

正月晦日

(15)
一従御裁判所、年行司秋田屋市兵衛儀、唯今罷出候様御差紙到来ニ付、即刻出勤仕候所中津屋鋪へ東京福澤門人参り居候筈、右門人名前御尋被為成候得ども、相心得不申趣御断申上候、尤十一ヶ国記之儀ニ付、当府よりも右中津屋鋪へ御問合も在之候処、更ニ相分不申趣被為仰聞候

一西洋事情・条約十一ヶ国記弐品とも、重板ニ付御取上ケニ相成候ニ付、板木早々持参可致旨被仰聞候、来ル二日ニ持参可仕旨御断り申上置候事

一河助・河卯両人呼掛、前文次第板木御取上ケニ相成候旨、夫々申聞置候事

二月朔日

(16)
一西洋事情・条約十一ヶ国記板木夫々取調、願書相認させ置候事

二月二日

(17)
一御裁判所へ、西洋事情・条約十一ヶ国記弐品重板分持参致候処、夫々御聞調之上、暫時見合居候様被為仰聞差控居候処、無程御呼出しにて、差置帰候様被為仰聞候事
一前書弐品之儀、惣年寄中へ之名当テ在之候儀、如何之儀哉、元来先前申聞置候者、此方々申委置候事也与、少々不都合ニ被為仰聞候ニ付、夫々相断置候事

二月五日

(18)
一橋本氏へ、条約十一ヶ国記、過日借用之分返済、使政吉ニもたせ遣し候事
一柳原氏へ西洋事情、右同断、使熊吉也

三月廿日

(19)
一秋市々、東京岡た屋嘉七取次、洋兵明鑑全弐冊売弘届ヶ出候ニ付、御伺書相認メ、上ヶ本弐部受取置候事

三月廿二日

(20)
一秋市々、東京府御免許洋兵明鑑弐冊、彼之地売弘人岡田屋嘉七々、当地売弘之儀秋市方へ頼来候趣届ヶ出候ニ付、御伺願書幷ニ上ヶ本弐部持参致し、右当地売弘之儀御聞済ニ相成候事
一河卯代和助々、中津藩原岡孫四郎与申方蔵板売弘之儀、写本ヲ以届ヶ出候品左ニ
○若紫言のしるへ　全壱冊
○礦山論　全壱冊
右之弐品願出候処、追而御沙汰被為在候趣ニ被仰聞候事

三年閏十月廿日

(21) 一東京若喜殿へ、西洋事情掛りニ付、松田ゟ夫々示話ニ被及候筈之事

十一月二日

(22) 一御裁判所へ出勤致候処、一昨辰年御取上ケ之御趣ニ付差出候、西洋事情幷ニ条約十一ケ国記、重板之一条夫々御尋在之ニ付、得与相調可申出旨申上候所、左候ハヽ明三日委細申出候様被為仰聞候御事

十一月三日

(23) 一いた善ゟ、東京府岡田屋嘉七より、西洋事情弐篇、当地売弘之儀頼来候ニ付其段届ケ出候、尤出本差出候事

一御裁判所へ、前文之次第当地売弘之義御届ケ奉申上候処、御聞済ニ相成候事、但し上ケ本壱部差出候、已前ハ上ケ本四部宛差出候事故、御沙汰も在之候ハヽ、残り三部奉差出候事也

一御裁判所へ昨日御断奉申上置候、西洋事情並ニ条約十一ケ国記重板、去ル巳二月前書重板両品御取上ニ相成候次第、夫々手続相認罷出候、然ル処摺立之部数取調申出候様被為仰聞、御請申上、明後五日罷出候様御断申、引取候事

十一月五日

(24) 一御裁判所へ、前々之廉、西洋事情並ニ条約十一ケ国記重板摺立部数之儀申出候処、御留置ニ相成候事

一西洋事情重板、店先ニ而売渡候五軒之方、夫々丁内所之者付添ニ而、即刻召連候様御差紙出候趣、為心得内意ヲ以、松田ゟ申来候事

十一月八日

(25) 一前条之儀ニ付、御裁判所へ刻限ニ罷出候処、御掛り牧山様ニて御呼立之義者、西洋事情重板並ニ各国

事情掛り之もの、夫々御呼立ニて御取調ニ相成候処、右掛り之もの不束之御答致し不分明ニ付、年行司ニ而得与相調申出候様被仰聞、尤前条之儀等、兼而右様之義取締可有之筈、無其儀候段被為仰聞候ニ付、夫々御断奉申上候ニ付、猶此上取締之義等、存寄も在之候ハヽ、申答候趣被為仰聞候ニ付、同役之者へ申談候上、御答奉申上候様御断申上候、何分前廉取調之義、急々相調申出候様被為仰聞、御請仕引取候事

出勤、松田

一前文之次第ニ付急寄可致、急廻章役中へ暮早々、尤本会所さし支ニ付、藤山亭西座敷へ出勤之趣申通置候事

一藤山亭西座敷にて役中打寄、種々評義におよひ、明九日掛り之もの夫々呼立聞調致候義ニ取究置、四つ時開席之事

十一月九日

(26)

一前条之引続、藤山亭ニおゐて別席相立、仲間一統へ、西洋事情・同中本・西洋旅案内一名事情次篇・条約十一ヶ国記重板、右之品々所持之有無、夫々呼立印形取置、残り之分手分致し、印形取廻らせ候事

一西洋事情掛り河佐・河助、幷ニ仲間外大坂屋政七・近江屋幸七病気ニ付、代江戸屋徳松同道にて参候ニ付、前書重板之次第、御裁判所へ御断奉申上候廉不分明ニ付、年行司御呼掛にて得与聞調候様被為仰聞候ニ付、其段委細申為聞種々聞調候処、何分幸七病中ニて、心得違ニ而御断奉申上候様申断候ニ付、相改得与夫々取調候処、不束之廉合在之ニ付、今一応取扱候もの、不束筋無之様明五日申談示、

其始末口上書ヲ以申出候様申聞候処、無程夫々ゟ書付持参ニ付預り置、明十日下宿方迄罷出居候様申聞置候事、但し開席四つ時過也

十一月廿日

(27)

一同人(伊丹善)ゟ、西洋事情弐扁(ママ)全四冊、東京御府御官許之上、義熟(ママ)社蔵板ニ出来、彼之地売弘人岡田屋嘉七より、当府売弘之義いた善方へ頼来候趣、口上書ヲ以届ケ出候ニ付、当御府江上ケ本壱部、幷ニ席へ出本壱部受取、添章京都府・当府相認置候事

十一月晦日

(28)

一御裁判所へ罷出候処、御掛り中島様ゟ、西洋事情重板部数等之義、幷ニ彫刻人取扱人とも町所名前書記候様御沙汰ニ候処、先前願書ニ名所書記し無之ニ付、同様認差出候所、矢張名所書差加へ候様被仰聞候趣ニ付、□人ヲ以其段申来、早刻認遣名所書加へ、使之衆へ相渡置候所、及遅刻中嶋様御退席ニ相成候ニ付、右書加へ願書岡本様へ差出し置候事

十二月五日

(29)

一御裁判所へ罷出候所、中村様御掛りニ相成候、因茲左之通

一加州重板掛之儀、最初ゟ之次第夫々御尋ニ付、委細奉申上候事

一西洋事情掛一件、前同断之事

一御裁判所ゟ、年行司唯今罷出候様御差紙ニ付罷出候処、御掛り中村様ニ而牧山様御事御廃職ニ相成候趣、然ル処、右牧山様御在役中御掛西洋事情之事件、幷ニ過日年行司惣印ヲ以歎願之儀等、前文之次第御役替ニ付、難相分候ニ付夫々御聞調ニ相成、委細御答奉申上置候事

十二月六日

(30) 一西京仲間へ下り候西洋事情重板一条ニ付、彼之地におゐて被為仰渡候写し、中村様へ差上置候事

十二月十三日

(31) 一御裁判所ゟ、明十四日、西洋事情掛り之もの皆々罷出候様、御達し在之ニ付、其旨夫々掛り丁内へ差紙替りニ連名ニて申遣し、各丁印形取置候事、但し右御達之義、松田承り被帰候也

十二月十四日

(32) 一御裁判所へ、西洋事情重板掛り

○河徳○河佐○河儀○河勘○秋太○河重○河太○藤宗○小伊○小七代徳松、右之外夫々付添人

右之もの召連罷出候処、御叱り之上、皆々売得差出候様御沙汰被為在、右売得分夫々年行司迄差出し、追而御上向へ相納候旨被為仰聞候事

同十七日

(33) 一御裁判所へ、西洋事情重板売得之分、左之通

秋太○河勘○河徳○河佐○河太

右之分、夫々売徳差出候事

一十一ケ国定約記掛り河重ゟ之手続書、河茂同断、醍醐殿蔵板摺立候之部数書等、手続書とも差出し置候事（條約十一国記カ）

一去ル辰年分、西洋事情重板掛り取扱致候もの、并ニ摺立候部数等、夫々手続之儀取調、明十八日夫々掛り之もの召連罷出候様、尤取扱致候河助町内へ、右之趣通達可致御沙汰之事

十二月十八日

(34) 一御裁判所へ出勤、必用左之通

一今日西洋事情重板掛りニ付、河助御召出し之処、同人他行仕居候趣、御断奉申上置候事

一別席相立、河助呼立、西洋事情売捌候部数分売徳差出候義、夫々申聞置候事

十二月十九日

(35) 一御裁判所へ、西洋事情重板掛ニ付、河助幷ニ大政付添ニて参候ニ付、召連罷出候所、右事情売徳分、年行司手元へ差出候様被仰付候事

十二月廿日

(36) 一西洋事情重板掛り、河助度々呼立候得ども不参之事

一今日、西洋事情重板売徳相納候義、前文之次第河助不参ニ付、其段松田迄断申遣し置候事

但し御裁判所掛り出勤、松田、支度近九

出勤、役中不残、松村・柳原不参、藤野・常七

一河助ゟ、西洋事情重板取扱部類、幷ニ売徳分、口上書差出候事

十二月廿二日

(37) 一御裁判所へ、西洋事情重板掛り売捌人河助、幷ニ付添大政召連、売徳銭持参仕候処、御叱り之上右売徳分相納候事